

第 158 回長野県市長会総会次第

日時：令和 8 年 4 月 22 日（水）13 時 00 分～

場所：長野県自治会館 2 階 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 当選市長紹介

4 来賓祝辞

5 議長選出

6 会 議

(1) 会務報告

(2) 議題審議

ア 各市提出議題及び副市長・総務担当部長会議送付議題

イ 事務局提出議題

(3) 県からの施策説明（非公開）

7 知事との意見交換（冒頭のみ公開）

8 閉 会

出席者名簿

(敬称略)

来 賓

長野県副知事 関 昇一郎
 長野県議会議長 依 田 明 善
 長野県町村会会長 羽 田 健一郎
 長野県企画振興部市町村課長 石 澤 彰 郎

市 名	職 名	氏 名
長 野 市	市 長	荻 原 健 司
	主 事	竹 内 洸 貴
松 本 市	市 長	臥 雲 義 尚
	秘書広報室長	窪 田 直 美
上 田 市	市 長	斉 藤 達 也
	秘 書 課 長	宮 澤 良 久
岡 谷 市	市 長	早 出 一 真
	秘書広報課長	田 村 賢 二
飯 田 市	市 長	佐 藤 健
	秘 書 課 長	松 井 敬
諏 訪 市	市 長	金 子 ゆ か り
	秘書広報課長	矢 崎 博 之
須 坂 市	市 長	三 木 正 夫
	政策推進課担当係長	佐 藤 光
小 諸 市	市 長	小 泉 俊 博
	秘 書 係 長	原 田 規 行

市 名	職 名	氏 名
伊 那 市	副 市 長	伊 藤 徹
	秘 書 広 報 課 長	福 澤 誠
駒 ヶ 根 市	市 長	伊 藤 祐 三
	秘 書 広 報 室 長	山 田 賢 二
中 野 市	市 長	湯 本 隆 英
	秘 書 広 報 係 長	小 野 純 子
大 町 市	市 長	牛 越 徹
	課 長 補 佐 兼 秘 書 係 長	横 澤 実
飯 山 市	副 市 長	伊 東 ゆ か り
	企 画 員	深 堀 芳 雄
茅 野 市	市 長	今 井 敦
	秘 書 広 聴 課 長	伊 藤 俊 成
塩 尻 市	市 長	百 瀬 敬
	秘 書 広 報 課 長	紅 林 良 一
佐 久 市	市 長	柳 田 清 二
	秘 書 課 長	井 上 剛
千 曲 市	市 長	小 川 修 一
	秘 書 広 報 課 長	牧 野 高 敏
東 御 市	市 長	花 岡 利 夫
	課 長 補 佐 兼 秘 書 係 長	小 山 隆 史
安 曇 野 市	市 長	中 山 栄 樹
	秘 書 広 報 課 長	高 木 千 史
長野県企画振興部 市 町 村 課	係 長	土 屋 明 久
	主 事	宮 坂 光 毅
市長会事務局	事 務 局 長	福 田 雄 一
	事 務 局 次 長	小 松 善 史

長野県市長会
会長 白鳥 孝 様

自治労長野県本部
中央執行委員長 湯本 憲正



自治労長野県本部市職評議会
議長 奥村 真治



申 入 書

貴職におかれましては、日頃から地方自治の発展と住民福祉の向上にご尽力されていることに
対しまして、心から敬意を表します。

近年、公務員志望者の減少や早期離職者の増加が大きな課題となっていますが、その原因の多
くは、現在の待遇への不満や業務量の増加に見合っていない人員配置によるものであり、これに
より公務職場が選ばれなくなっているのは明らかです。そうした状況を打開し、公務職場を魅力
あるものとするためには、労働環境や賃金の改善が不可欠であると考えます。また、激甚・頻発
化する自然災害など、緊急対応が必要となる業務が増加し、職場からゆとりが失われている現状
を解決するためにも、非常時対応も想定した人員の確保が重要となっています。

私たち職員は、地域公共サービスの担い手として全力で業務を遂行していますが、最前線で働
く職員が疲弊した状況では、安定し持続可能な自治体運営に影響を及ぼしかねません。

貴職におかれましては、地域の公共サービスを支える私たちの現場の実態を真摯に受け止めて
いただき、健全で対等な労使関係に基づき、下記事項の実現に向け特段の努力を払われますよう
申し入れます。

記

1 賃金・労働条件に関すること

(1) 労働諸条件に関する要求

- ① 増加する行政需要に対応しつつ地方の創生をはかる体制を確保するため、慢性的な人員
不足の状態を是正するとともに、緊急時及び災害時に十分な対応ができる適正な人員配置
を行うこと。
- ② すべてのハラスメント発生にかかる実効性のある防止対策を講じ、ハラスメント相談に
おける不利益取り扱いの防止を徹底すること。また、近年増加・悪質化しているカスタマ
ーハラスメントに対して、人事院通知において使用者の責務として対応するよう求められ
ていることおよび 2025 年 10 月「長野県カスハラゼロ共同宣言」を行ったことを踏まえ、
防止のための具体的施策を講じること。
- ③ 「パワハラ防止法」に基づき、パワハラ防止方針の明確化と周知、各種相談窓口の充実
や職場復帰プログラム、過重労働対策など、総合的なメンタルヘルス対策を講じること。

- ④クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定により、クマ被害対策パッケージが発出されたことを受け、ガバメントハンター（鳥獣対策専門員）採用時にあたっては労使合意のうえ勤務労働条件を整えること。またクマ被害対策の対応においては対応職員にかかる安全確保を第一とし、出勤時の特殊勤務手当を拡充すること。

（２）賃金に関する要求

- ① 賃金の改定については、民間給与実態の精確な把握と生計費並びに他の地方公共団体の給与その他の事情を考慮し、公務員労働者とその家族の生活の維持・改善をはかるという使用者責任を果たすことを基本に、組合と十分に交渉・協議し、労使合意に基づいて実施すること。また、現行の「人勧制度」は、公務における労働基本権制約に対する代償措置であることを労使交渉の基本とし、自治体財政の維持・改善を職員人件費に求めるような対応は行わないこと。
- ② 過去の人事院勧告準拠における官民較差解消では、地方公務員に支給されていない手当等の改定への配分があり、地方公務員にとっては十分な較差の解消につながっていないことから、県人事委員会勧告を尊重し、県内における官民較差の解消をはかること。
- ③ 年齢を理由とした昇給抑制や昇給停止は行わないこと。また、定年延長が進む中、職員の士気を保つため、55歳以降の昇給を確保するとともに、職員全体の昇任・昇格スピードおよび到達級を維持すること。
- ④ 寒冷地手当、地域手当等について、国が諸手当に係る特別交付税の減額措置を廃止したことを踏まえ、人材確保の観点に立った自治体独自の維持・改善の措置を行うこと。
- ⑤ 住居手当のうち借家については、実態に見合うよう大幅に増額すること。また、自宅に係る手当について復活させること。
- ⑥ 自治体間・職種間・男女間等の賃金の格差を是正すること。また、市町村合併や制度変更等によって生じた同一自治体内での職員間の賃金格差がある場合においては、早急に是正すること。
- ⑦ 時間外勤務手当については、PCのログイン履歴やタイムカードによる記録等の客観的な記録に基づく適正な勤務時間管理を行い、不払い残業の根絶および勤務実態に基づいた適正な手当支給を行うこと。また、窓口開設時間の短縮など、時間外労働の縮減や職員の働き方改革に資する具体的施策を労使合意のもと実施すること。
- ⑧ 週休日および祝日の勤務命令は最小限にとどめること。やむを得ず命令する場合は事前に週休日の振替や、休日代休制度による代休日を取得させること。業務の都合で振替休日もしくは休日代休が取得できなかった場合は、休日勤務に対する手当を支給すること。なお、事前の振替手続きを取らずに週休日に勤務を命じた場合には、代休の取得と休日勤務手当を支給すること。
- ⑨ すべての職場において、36協定の締結、改定を行うこと。なお、労働基準法別表第1に該当しない非現業の官公署においては、36協定またはそれに準ずる文書を締結すること。

（３）定年の段階的引き上げに関する要求

- ① 高年齢層職員が制度の趣旨に沿って経験や知識を十分に発揮でき、健康で安心して働き続けられる職場環境を整備すること。また、60歳到達後の任用については、当該職員本人の希望を必ず確認し、希望しない任用形態への移行を強制しないこと。
- ② 組織の新陳代謝を確保し活力を維持するため、役職定年制の適正な運用とともに計画的な新規採用者の確保を図ること。
- ③ 暫定再任用職員の賃金水準について、勤務実態と賃金のバランスを十分に検討し、随時

見直しを実施すること。

- ④ 再任用職員の一時金改善について総務省に働きかけること。

(4) 会計年度任用職員制度に関する要求

- ① 本来任期の定めのない正規職員が行うべき業務については、正規職員を配置すること。その際には、現に働く会計年度任用職員を正規職員へ移行（正規化）を前提とすること。
- ② 処遇については、制度の趣旨と総務省通知の指摘を踏まえ、各自治体内の正規職員との均衡を基本とし、給料・期末手当・勤勉手当等に正規職員と不合理な格差がある場合は、早急に是正すること。
- ③ 昇給上限および公募によらない採用の上限（更新回数・年齢等）を撤廃すること。
- ④ 休暇諸制度について、その種類、期間、賃金保障などを正規職員と均等待遇とすること。

(5) 現業職場・現業職員に関する要求

- ① 現業職員の賃金、労働条件等の変更にあたっては、現場の意見を十分に踏まえた労使協議を行い、労使合意に至るまで変更は行わないこと。
- ② 現業職場においては、将来に渡り平時・緊急時間問わず地域公共サービスを提供する体制を構築するため、再公営化を含めて直営を堅持すること。
- ③ 現業職員の年齢バランスの確保、業務の継承の観点から、現業職員の継続的な新規採用を行うこと。

2 行財政改革に関すること

(1) 公共サービスの質と公正労働基準の確保

- ① 「地方公共団体財政健全化法」による財政指標のみで、医療・福祉・環境などの住民生活に必要不可欠な公共サービスの縮小・廃止・民営化・外部委託および職員の賃金労働条件の切り下げを行わないこと。また、正規職員の採用・配置による直営を基本とし、行政責任を果たせる体制を堅持すること。
- ② 「公契約条例」「落札者決定ルール」を制定し、公契約における公正労働基準を確立することによって、地域公共サービスの質の向上をめざすこと。
- ③ 公社・法人等が運営する施設において、効率化だけを優先した機構改革や安易な廃止を行わないこと。また、機構改革を行う際には、職員の身分保障を基本とすること。
- ④ 指定管理者制度の運用については、平成 22 年 12 月 28 日付総行経第 38 号総務省自治行政局長通知「指定管理者制度の運用について」を十分考慮し、指定管理者が労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な対策をとるように指導すること。

(2) 地域共生社会の実現

- ① 地域医療・在宅医療体制の確保のため、地元医師会等と連携し、医師・看護師をはじめとする医療従事者を確保すること。
- ② 保育施設の職員配置については、保育の質を確保するため、国が示す配置基準を上回る配置とすること。
- ③ 共働き世帯の増加にともなう放課後における児童の保育のため、放課後児童支援員の処遇改善を通じた人材確保を行い、放課後児童クラブ（学童保育）を充実すること。

(3) 頻発する大規模災害や救急件数の増加への対応など、市民の安心安全に関わる消防職員の職場環境の整備と待遇改善を実施すること。

会 務 報 告

(R8.2.1～R8.3.31)

I 会 議

1 定 例 会

開催年月日	開催場所	審 議 事 項	処理経過等
R8. 2. 5	長野市 長野県自治会館	第 1 会務報告 第 2 協議事項 - 令和 8 年度長野県市長会事業計画（案）について - 令和 8 年度長野県市長会歳入歳出予算（案）について - 長野県市長会会議規則の改正（案）について - 長野県市長会から選出する各種団体等の役職について 第 3 報告事項 - 令和 8 年度の部会所属について - 林野火災予防共同宣言について 第 4 県施策説明 - 長野県ゼロカーボン戦略の中間見直しについて - 協同組合長野県解体工事業協会との災害時における公費解体・撤去に係る協定の締結について - 長野県宿泊税について - ツキノワグマ被害対策について - 中学校部活動の地域展開について - 学校給食費の抜本的な負担軽減について - 市町村と県による協働電子図書館「デジとしょ信州」の第 2 期に向けて - 地域医療構想について 第 5 特別セミナー（プラチナ構想ネットワーク） テーマ：「ビジョン駆動型社会課題解決と産学官民連携」 講師：信州大学 教授 古山 通久 氏	・承認 ・承認 ・承認 ・承認 ・承認 ・了承 ・了承 ・ゼロカーボン推進課長説明 ・資源循環推進課長説明 ・山岳高原観光課長説明 ・森林づくり推進課 鳥獣対策担当課長説明 ・保健厚生課長説明 ・保健厚生課長説明 ・生涯学習課長説明 ・医療政策課長説明

2 役 員 会

開催年月日	開催場所	審 議 事 項 等
R8. 2. 5	長野市 長野県自治会館	第 1 長野県市長会 2 月定例会の運営について 第 2 会務報告 第 3 協議事項 - 令和 8 年度長野県市長会事業計画（案）について - 令和 8 年度長野県市長会歳入歳出予算（案）について

開催年月日	開催場所	審議事項等
		3 長野県市長会会議規則の改正（案）について 4 長野県市長会から選出する各種団体等の役職について 第4 報告事項 1 令和8年度の部会所属について 2 林野火災予防共同宣言について

3 北信越市長会

開催年月日	開催場所	会議名・会議の概要
R8. 2. 16	諏訪市役所	北信越市長会事務局長会議 協議事項 1 第188回北信越市長会総会について 2 北信越市長会総会のペーパーレス化について 3 決議（案）の提出について 4 各県市長会事務局の分科会の所属希望報告書について 5 令和8年度全国市長会等の役員の推薦について 6 次期（第189回総会）開催市について
3. 17	東京都 全国都市会館	北信越市長会事務局長会議 議題 1 北信越市長会総会の事務運営に関する改善提案について（富山県） 2 北信越市長会事務担当者会議（仮称）の定例化について（新潟県） 3 北信越市長会総会における各県提出議案の調整について（新潟県） 4 北信越市長会における災害対応について（福井県）

4 市長会が招集した会議等（市長、副市長の会議を除く）

開催年月日 （資料送付日）	会議名	開催場所・開催方法等	担当市等
R8. 2. 4	長野県19市スポーツ担当課長会議	書面開催	大町市
3. 6	長野県19市統計事務研究会	書面開催	東御市
3. 11	長野県19市保健衛生事務研究会	書面開催	飯山市

5 会長等が出席した主な会議

開催年月日	会議名	出席者
R8. 2. 2	第4回 ガソリン価格の適正化等に関する検討会（WEB出席）	経済部会長（上田市長）
2. 4	令和8年第1回長野県市町村自治振興組合議会定例会	会長（伊那市長）、副市長（小諸市長）、 理事（佐久市長、上田市長）事務局長
〃	長野県市町村職員研修センター運営委員会	会長（伊那市長）、事務局長
〃	（公財）長野県市町村振興協会令和7年度第5回理事会	会長（伊那市長）、事務局長
〃	（公財）長野県市町村振興協会令和7年度第2回臨時評議員会	会長（伊那市長）、副会長（小諸市長）、 理事（佐久市長）事務局長

開催年月日	会 議 名	出 席 者
2. 10	信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会第 1 回常任委員会（WEB 出席）	代理 事務局長
2. 12	第 1 回「県・市町村の行政体制最適化推進プロジェクトチーム」（WEB 出席）	事務局長
〃	日本赤十字社長野県支部評議員会	事務局長
2. 24	令和 7 年度長野県農業担い手育成基金 第 5 回理事会	事務局長
2. 26	信州自治会計監査	事務局長
3. 4	リニア中央新幹線建設促進長野県協議会幹事会（WEB 出席）	事務局長
3. 6	（一社）長野県世論調査協会 2025（令和 7）年度第 3 回理事会	事務局長
3. 11	（公財）長野県アイバンク・臓器移植推進協会 令和 7 年度第 3 回理事会	事務局長
3. 12	信州キャンペーン実行委員会議（WEB 出席）	事務局長
3. 13	（公財）長野県建設技術センター 第 136 回理事会	事務局長
3. 18	長野県競技力向上対策本部 第 12 回本部会議（WEB 出席）	代理 事務局次長
3. 23	（一社）長野県観光機構令和 7 年度第 5 回理事会	事務局長
〃	（一財）長野県公衆衛生協会理事会	事務局長
3. 24	長野県農業再生協議会総会及び米・戦略作物部会	事務局長
3. 25	（一社）長野県地域包括医療協議会第 3 回理事会（WEB 出席）	事務局長
〃	信州キャンペーン実行委員会令和 7 年度第 3 回総会（WEB 出席）	代理 事務局次長
3. 26	（公財）長野県長寿社会開発センター第 30 回評議員会	事務局長
3. 27	第 29 回子育て支援合同検討チーム会議（WEB 出席）	事務局長

6 市長会が後援等を承諾した会議等

承諾年月日	会 議 名 等	開催日及び期間
R8. 2. 12	令和 8 年度緑化運動（協賛）	8. 4. 1～通年事業
2. 17	すくすく Baby N B S はじめてばこキャンペーン（後援）	8. 4. 1～通年事業
2. 19	第 59 回 長野県児童福祉施設大会（後援）	8. 6. 25
〃	第 27 回長野県こども新聞コンクール（後援）	8. 9～11
〃	第 20 回スクラップ新聞コンクール（後援）	8. 8～11
2. 20	S B C こども未来プロジェクト（後援）	8. 4. 1～通年事業
3. 5	長野県県民芸術祭 2026 参加 第 78 回長野県美術展（共催）	8. 9. 13～23
3. 25	第 76 回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～長野県推進委員会（参画）	8. 7. 1～30

II 慶弔等

1 お祝い関係

年 月 日	事 項
R8. 2. 9	衆議院議員選挙 当選者に祝電 若林 健太氏、藤田 ひかる氏、井出 庸生氏、後藤 茂之氏、宮下 一郎氏、中川 宏昌氏、若狭 清史氏
R8. 3. 30	上田市長 斉藤 達也氏 当選（初当選）、祝電

2 その他（式典・大会・災害見舞い等）

年 月 日	事 項
R8. 2. 28	第 28 回「長野県民の消防員」表彰式、代理 事務局長出席

III 関係団体の役員等の推薦又は委嘱

市長会役職名等	団 体 名	就 任 役 職 名
長野県市長会事務局長	・ 経済関係 長野県観光客安全対策推進会議	監事

IV その他の会務

1 各市・各団体への助成

年 月 日	事 項
R8. 3. 27	第18回長野県市役所職員ソフトテニス大会に対し、助成金40,000円交付
R8. 3. 31	第65回長野県市役所職員冬季体育大会に対し、助成金40,000円交付
〃	第49回長野県市役所職員サッカー大会に対し、助成金40,000円交付

2 各市への通知、資料送付等

年 月 日	事 項
R8. 2. 3	第 158 回長野県市長会総会で審議する議題等の提出について、各市へ通知（3.2 とりまとめのうへ各市へ通知、3.25 確定について各市へ通知）
〃	第 158 回長野県市長会総会における県の施策説明について、各市へ照会
3. 19	「県と市町村との協議の場」における協議テーマについて、各市へ照会

3 軽自動車税関係

年 月 日	事 項
R8. 3. 10	軽自動車県外転出車両情報提供料（7年度分）納入について該当市及び町村分については長野県町村会へ通知
3. 24	軽自動車税課税業務等に係る契約の締結について、契約市へ通知
毎月 2 回	軽自動車税申告書取扱事務（19 市分代行）
毎月 2 回	軽自動車税申告書電子データ取扱事務（39 市町村分代行）
毎月 1 回	県外転出車両情報提供事務（50 市町村分代行）

議 題 目 次

I	各市提出議題	該当なし
II	副市長・総務担当部長会議送付議題	議題 1 ～ 議題 27
III	事務局提出議題	資料 2 ～ 資料 7

I 各市提出議題

○ 該当なし

II 副市長・総務担当部長会議送付議題

○ 総務文教分野 …11 議題

- 1 国勢調査における市区町村の負担軽減について (飯田市)
- 2 地域おこし協力隊員の活動に要する経費に対する財政措置の対象期間の拡大について (東御市)
- 3 e L－Q Rを活用した公金収納の適用範囲の拡充について (岡谷市、諏訪市、茅野市)
- 4 寒冷地手当の支給地域見直しに係る要望について (長野市、岡谷市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、佐久市)
- 5 税制改正に伴う地方税収減収に対する財源措置及び情報提供について (茅野市)
- 6 経営分離された並行在来線に係る新たな支援制度の創設等について (長野市、上田市、小諸市、佐久市、千曲市、東御市)
- 7 地域鉄道安全性向上事業費補助金の拡充について (上田市、小諸市、東御市)
- 8 路線バスに係る地域間幹線系統確保維持費補助金の拡充について (上田市、岡谷市、諏訪市、茅野市)

- 9 公立義務教育諸学校の加配教職員配置基準の拡充について (須坂市)
- 10 特別支援学級の学級編制基準の見直しについて (須坂市)
- 11 中学校部活動の地域展開における夜間照明施設整備の負担軽減について (松本市)

○ 社会環境分野 … 8 議題

- 12 子ども・子育て支援交付金における地域子育て支援拠点事業の基準額・補助率の引き上げについて (中野市)
- 13 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について (塩尻市)
- 14 生活保護制度における基準生活費の夏季加算の導入について (松本市、上田市)
- 15 条件不利地における高齢者福祉施設に対する支援の拡充について (中野市、飯山市)
- 16 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設について (上田市)
- 17 共生型生活介護サービス費報酬の見直しについて (飯田市)
- 18 行政処分等に伴う自立支援給付費等負担金の返還に係る制度の見直しについて (長野市、須坂市、中野市、佐久市)
- 19 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について (長野市、松本市、上田市、須坂市、伊那市、大町市、茅野市、佐久市、安曇野市)

○ 経済分野 … 5 議題

- 20 長野県中小企業融資制度に関する見直しについて (伊那市)
- 21 産業用地整備促進税制の早期創設について (上田市、茅野市)
- 22 国土調査結果反映の迅速化について (伊那市)
- 23 制度本来の趣旨に沿った農地中間管理事業の実施について (須坂市)
- 24 狩猟期間の拡大について (須坂市)

○ 危機管理建設分野 … 3 議題

- 25 消防等の公用車両に係るNHK受信料の免除について (佐久市、小諸市)
- 26 上下水道施設の老朽化対策や地震対策に対する支援の拡充について (長野市)

○ 取下げ … 1 議題

- 27 水道事業広域化に対する国の補助金交付制度の見直しについて (長野市、上田市、千曲市)

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省統計局
	☐ 県	担当部局課室	企画振興部総合政策課統計室
	☐ その他	名 称	
件名	国勢調査における市区町村の負担軽減について		
提案市	飯田市		
提 案 要 旨	統計調査全般、特に国勢調査において、調査方法の変更、市区町村担当事務の簡略化、人員を雇用するための予算拡充、業務の民間事業者委託の一律導入及び予算拡充などによる事務改善を要望する。		
提 案 理 由	国勢調査は、国が所管する事業であるにもかかわらず、調査員及び指導員の選任、調査説明会の実施、実査における相談・要望・苦情対応（調査回答者、調査員、指導員）、調査書類の精査など、実査を行う市区町村の負担が非常に大きい。また、特殊詐欺やプライバシーへの意識の変化などの社会情勢の変化から住民の調査への非協力的な対応も増え、国が指示する対面での調査が困難となっている。更には、当該調査の膨大な事務の遂行に伴う通常業務への影響が大きく、市町村に大きな負担を強いている。そのため、現状を踏まえた調査方法へ見直し、市町村の負担を軽減するよう改善を要望する。		
現況及び課題等	国勢調査は調査規模が大きいことから、多くの調査員及び指導員を必要とする。飯田市は740調査区を有し、地域への依頼により調査員468名、指導員74名を選出しているが、当該調査の業務の負担感から地域からの抵抗も強く、選出が困難となっており、更には選出された調査員等には選出されたことに対して不満を持つものも少なくない。 一方、調査員等の人数の確保を優先するため、それぞれの業務に対する適性を判断することが難しく、調査員等の業務について詳細な説明を行っても当該業務を的確に遂行するための内容を理解いただけないことも多く、誤った調査書類の精査や調査回答者及び調査員等からの苦情につながり、これらへの対応が職員にのしかかり、休日出勤や時間外勤務が慢性化している。更には、防犯のため集合住宅のセキュリティ強化による対面不可、回答拒否も増加しており、当該調査の内容の精度の低下にもつながってきていると考えられる。 この状況を補完するため、回答者本人の回答が得られない場合に調査員が作成する聞き取り調査票も、実質は市区町村が住民基本台帳等により作成している。人員増である程度改善を図ることができるが、交付金は限られており、自治体の財源で負担せざるを得ないため、予算要求が難しく、結果、少人数での対応となってしまい、改善につながらない。		
関係法令	統計法		

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R7・4・17 第156回総会；東御市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省
	☐ 県	担当部局課室	企画振興部地域振興課
	☐ その他	名称	
件名	地域おこし協力隊員の活動に要する経費に対する財政措置の対象期間の拡大について		
提案市	東御市		
提案要旨	「地域おこし協力隊」の活用推進に向けた財政措置において、対象から除かれている育児等に係る活動中断期間の経費は、復帰や定住など将来の隊員活動の継続に必要な経費であることから、当該期間の経費も特別交付税措置を講じられるよう財政措置の対象期間の拡大を要望する。		
提案理由	地域おこし協力隊推進要綱では、隊員が産前産後又は育児のために地域協力活動を中断する期間が生じた場合、その期間は財政措置の対象となる期間から除くとされており、期間中の報償費や住居の借上費など、隊員の必要経費は特別交付税措置の対象とならない。 しかし、勤務地での出産、子育ては、推進要綱が掲げる地域との信頼関係の構築や活動終了後の定住・定着に繋がるものであり、財政措置の対象外期間であっても、その期間の隊員に対する生活、財政の支援は、隊員が復帰後に地域で活動していくうえで必要なものとする。 推進要綱では、地域への定住・定着を図る自治体の取組みについて、総務省として必要な支援を行うとしており、育児等に係る活動中断期間の支援は定住・定着に繋がる必要かつ重要な支援であることから、当該期間も財政措置の対象とするよう要望するものである。		
現状及び課題等	本市において該当者がいるが、期間中の報酬等は特別交付税措置の対象ではないため、一般財源を充当しての支払いを行っている。 多くの自治体では、隊員の経費を特別交付税に頼っており、また、特別交付税の充当が可能であるから、隊員を採用している実態もある。 財政が厳しい自治体では、妊娠・出産を理由に雇用契約を更新しない可能性もあり、このことは隊員の不利益とともに、自治体にとっても地域に定着しようとする貴重な人材の流出に繋がるものと考えられる。		
関係法令	地域おこし協力隊推進要綱		

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省自治行政局市町村課行政経営支援室
	☐ 県	担当部局課室	企画振興部市町村課
	☐ その他	名 称	
件名	e L－Q Rを活用した公金収納の適用範囲の拡充について		
提案市	岡谷市、諏訪市、茅野市		
提案要旨	e L－Q Rを活用した公金収納は、住民の利便性に加え、地方公共団体及び金融機関の事務負担軽減が見込まれることから、相当量の取扱件数のある介護保険料について、広域連合や一部事務組合への適用拡充を要望する。		
提案理由	現在、e L T A Xを活用した公金納付については、既に運用が開始されている地方税同様に都道府県及び市区町村をその対象としており、広域連合及び一部事務組合が保険者となる介護保険料については対象とされていない。当該事務については相当量の取扱件数があり、また今後、窓口収納について金融機関からの手数料アップが予想され、地方公共団体の事務効率化の観点から適用拡充すべきと考える。		
現状及び課題等	諏訪広域連合が取り扱う窓口納付については、 令和5年度 17,164 件 令和6年度 15,862 件 であり、金融機関での窓口納付の手数料は30円～100円となっている。 金融機関によってはe L－Q Rの記載がない納付書の手数料は1件400円といった情報があり、10倍以上の手数料負担が生じ、介護保険特別会計へ大きな影響が及び構成市町村の負担金増加にも直結する。また保険料納付者の利便性を考慮すると、e L－Q Rを活用した納付について拡充することが望ましいと考える。		
関係法令	地方税法		

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	人事院、総務省
	☐ 県	担当部局課室	企画振興部市町村課、総務部人事課
	☐ その他	名 称	
件名	寒冷地手当の支給地域見直しに係る要望について		
提案市	長野市、岡谷市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、 <u>佐久市</u>		
提案要旨	地方公務員の寒冷地手当の支給については、国家公務員に準拠すべきとされている。しかしながら、国家公務員の寒冷地手当に関する法律による支給地域選定の基となった気象庁データは、公表時の留意事項として記載されているとおり、推定値であるが故に実態にそぐわない部分が顕在化している。このため、当該データの使用を見直すとともに、当該手当が寒冷地における生活費増嵩の補てん性格を有するものであることに鑑み、支給地域の選定基準（寒冷地の定義）の見直しを要望する。		
提案理由	寒冷地手当は、寒冷積雪地域における冬期間の暖房用燃料費等の補助として支給される職員の生活関連手当である。 国家公務員の寒冷地手当に関する法律に基づく手当の支給地域は、気象庁公表データ（メッシュ平年値2020）に基づく基準①（平均気温0.0℃以下かつ最深積雪15cm以上）又は基準②（最深積雪80cm以上）のいずれかを満たさなければならず、また、市町村役場・役所本庁舎所在地のメッシュデータを用いて選定されている。 しかしながら、メッシュデータ自体が推定値であるが故に実態にそぐわない部分があるとともに、この積雪と気温の両基準を満たすことを求める一律的な基準は、「寒冷地」としての定義付けの不備と言える。さらに、市役所又は町村役場本庁舎所在地の限られた地点の推定値のみで全市域の判断を行うという、地域の実態にそぐわない運用がなされている。雪が少なくても低温による暖房費の増嵩は避けられない実態があるにもかかわらず、その負担が考慮されず、また、全市域の実態によらないこの定義付けは、手当支給の公平性を欠き、根本的な見直しが必要である。 また、同法律に基づく「級地」の考え方は、普通交付税の基準財政需要額の算定においても用いられているため、職員個人の寒冷地手当のみならず、市町村としての普通交付税の交付額にも影響を及ぼしている。 総務省では、寒冷地手当に係る特別交付税の減額措置について、今年		

	度からの廃止が検討されているところであるが、手当支給の公平性の観点から、支給地域の選定における気象庁公表のメッシュデータ使用の見直しと、支給地域の選定基準（寒冷地の定義）の見直しを求める。
現況及び課題等	総務省は、国と同様の措置を講じるよう各地方公共団体に通知したが、豪雪地帯の中野市は、地域の大半が最深積雪0cmと推定され、長野市は市役所庁舎所在地の平均気温が支給条件よりも摂氏0.1度高い推定で市全域が非支給とされた一方、近接する県庁所在地は支給官署とされるなど、不合理性が顕在化している。 また、岡谷市は、市役所本庁舎所在地の最深積雪が支給条件よりも1センチメートル少ないとの推定で、諏訪広域圏内の市町村で唯一、市全域が非支給地域とされ、佐久市は寒冷地手当の地域区分が3級地である北海道内の市町と同程度の平均気温でありながら、最深積雪が支給条件に満たないとの推定で非支給地域とされた。 単一地点のわずかな差で全市域を非支給とし、また積雪・寒冷どちらか一方の実態が顕著な地域においても、暖房用燃料費等の負担増があるという実態にそぐわない運用方法は、地方自治体の人材確保や人事管理にも影響が及ぶうるものであり、また、実際に普通交付税の交付額にも影響を及ぼしている。 こうした状況を踏まえ、寒冷地の再定義付けが必要である。
関係法令	国家公務員の寒冷地手当に関する法律

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省
	☐ 県	担当部局課室	企画振興部市町村課、総務部税務課
	☐ その他	名 称	
件名	税制改正に伴う地方税收減収に対する財源措置及び情報提供について		
提案市	茅野市		
提案要旨	令和7年度税制改正において、いわゆる「103万円の壁」などが見直されたことに伴い、自治体における令和8年度の税收が減収となる。については、税收減に対する恒久的な財源措置を講じるとともに、財源措置の具体的な制度について、速やかに情報提供することを要望する。		
提案理由	令和7年度税制改正により、いわゆる「103万円の壁」の引上げなど、自治他の税收減につながる影響が生じており、令和8年度当初予算編成からその影響が具体化してくる。令和6年12月24日に行われた村上総務大臣（当時）の記者会見では、「(令和7年度税制改正は) 地方税收に与える影響は限定的なものに留まり…特段の財源確保を要しない」と発言されているが、少なからず地方税收に影響が生じる。 今後、更なる基礎控除額の引き上げなどを踏まえると、地方税收に与える影響は大きくなることが想定される一方、超高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加、公共施設の老朽化対策、物価や人件費の高騰への対応など、地方の財政需要は増すばかりである。こうした財政需要にも確実に対応できるよう、税制改正に伴う地方減収分を確実に財源措置するとともに、その制度を早期に策定し、自治体に向け情報提供することを要望するものである。		
現況及び課題等	令和7年度税制改正に伴う本市の令和8年度当初予算編成における影響額として、1億円弱の減収を想定している。この減収分が措置されなければ、代替財源を自治体で用意する必要があり、基金の繰入れに頼った苦しい予算編成が続く中、更なる基金の繰入れなど、更に苦しい財政運営が強いられる。 物価高騰の影響を受ける住民の負担軽減や働き手不足の解消に向け、税制改正の必要性については理解するものの、それに伴う地方税收の減収に対応した措置が講じられなければ、安定した行政運営に支障が生じるのは必至である。 自治体の減収分について、確実に交付税の算定に反映させることはもちろん、交付税の算定に反映しきれないものについては、特例交付金などにおいて確実に財源措置が行われていることが確認できるよう、制度設計を望む。		
関係法令	地方税法等		

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R7・8・28 第157回総会；上田市ほか)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	国土交通省
	☐ 県	担当部局課室	企画振興部交通政策局交通政策課
	☐ その他	名 称	
件名	経営分離された並行在来線に係る新たな支援制度の創設等について		
提案市	長野市、 <u>上田市</u> 、小諸市、佐久市、千曲市、東御市		
提案要旨	J R から経営分離された並行在来線について、運営する鉄道事業者が引き受けた過大設備のスリム化に要する経費の支援制度を創設するとともに、急速に老朽化が進む鉄道施設の修繕費に対する新たな補助制度の創設及び地方財政措置を講じることを要望する。		
提案理由	並行在来線はかつての J R の幹線であり、これらを含む J R の広域的な鉄道ネットワークは、経営分離された並行在来線の運営を行う鉄道事業者の営業努力、利用促進の取り組みのみに頼ることなく、国鉄改革の経緯に鑑み、その実施者である国の責任において、適切に堅持されるべきものである。		
現況及び課題等	しなの鉄道は、北陸新幹線の開業に伴い J R から経営分離された全国初の並行在来線である。沿線自治体にとっては、経営分離以前と同様、日常生活に欠かすことのできない社会インフラであるとともに、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点からも国民経済全体を支える重要な役割を果たしている。 開業から27年が経過し、度重なる災害や沿線人口の減少などを要因とする厳しい経営状況に加えて、施設の老朽化により令和5年6月に発生した脱線事故の再発防止策なども必要となっている。これまで以上に安全性の向上に取り組みながら、地域鉄道の役割を果たしていくためには、相応の財源を確保する必要がある。		
関係法令			

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R7・8・28 第157回総会；上田市ほか)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局課室	企画振興部交通政策局交通政策課
	☐ その他	名 称	
件名	地域鉄道安全性向上事業費補助金の拡充について		
提案市	上田市、小諸市、東御市		
提案要旨	地域公共交通の社会インフラとしての重要性が見直されつつある中、地方鉄道の安全性の維持・確保は多額の費用を必要とするため、地域鉄道安全性向上事業費補助金における県補助の拡充を要望する。		
提案理由	鉄道の継続的な運行を維持していくためには、特に安全面での施設整備に多額の経費が必要であり、鉄道事業者は当該補助金を活用し、計画的な安全対策事業を実施している。しかしながら、物価高騰やコロナ禍に伴う行動変容等により利用客が回復しない中、事業者は自己負担分捻出が困難な状況であるとともに、沿線市町村においても補助金の財源確保に苦慮していることから、県補助率の拡充等を求めるものである。 一例を挙げると、県補助率を 1 / 6 から 1 / 3 へ嵩上げすることにより、事業者負担を 1 / 3 から 1 / 6 に軽減できると考えられる。		
現況及び課題等	しなの鉄道は、広域的な移動を担う公共交通機関であり、通勤・通学のみならず観光客にとっても重要な移動手段である。開業から25年以上経過し、施設の老朽化が進行しており、これまで自己負担を捻出できる範囲で修繕を行ってきたが、令和5年には木製マクラギの老朽化が原因で3日間の運休により約23,000人に影響を及ぼす脱線事故が発生した。 しなの鉄道は事故を受け、7年度以降の緊急安全対策を講じるとし、大幅に増額した修繕費に対し、県及び沿線市町へ支援を求めている。 県及び沿線市町は、これまでも大規模修繕工事等を支援し、安全性を確保するとともに、事業者の負担軽減を図ってきたところであるが、9年度までの車両更新に加え、7年度の交通系ICカード導入経費や無人駅화에伴う新たな負担が生じることから、沿線市町では今以上の支援に対する財源確保は大きな課題となっている。		
関係法令	地域鉄道安全性向上事業費補助金交付要綱		

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R7・8・28 第157回総会；上田市ほか)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局課室	企画振興部交通政策局交通政策課
	☐ その他	名 称	
件名	路線バスに係る地域間幹線系統確保維持費補助金の拡充について		
提案市	上田市、岡谷市、諏訪市、茅野市		
提案要旨	将来にわたり地域間幹線バス路線を確保維持するため、各地域のバス事業者等からいただく存続に向けた切実な声を踏まえ、地域間幹線系統確保維持費補助金における県補助金の拡充を要望する。 併せて、県では、バス事業者の撤退が危惧される地域路線の維持、存続を図るため、主体的かつ積極的に関与いただくことを要望する。		
提案理由	長野県地域公共交通計画では、通院、通学、観光の移動サービスの品質の保証を目指し、長野県の役割として「鉄道・バスの幹線は、県が主体的に関与し、交通事業者や沿線市町村とも連携しながら維持・確保を図る」ことを掲げ、県においては、県地域間幹線系統維持費補助金により一定の支援が図られている。 こうしたなか、現在の路線バスのダイヤは、朝夕の通勤通学のピークタイムに対応できるように設計されており、特に県が所轄する高校への通学の対応が最重要事項となっているほか、運行経費の高騰や運転手不足に伴う経営環境の変化などを踏まえると、多くのステークホルダーの支援がないと地域公共交通の維持・確保ができないことから、地域間幹線バス路線をはじめとするバス路線の維持・確保に伴う県の受益を鑑み、市町村からの要望を取りまとめるに留まらず、県の主体的かつ積極的な支援と、県地域間幹線系統維持費補助金の更なる拡大を要望する。		
現況及び課題等	【上田市の実情】 県では、現在の市町村界を跨ぐバス路線を対象に「信州型広域バス路線支援制度」を新設したが、市町村界を跨ぐ路線バスの廃止の表明等が相次いでいることから、広域的な移動路線の確保維持のため、現在の市町村跨ぎの要件を見直すこと又は既存制度における補助額を増額することによる県補助額の拡充を求める。 路線バスは通勤通学に必要なが、赤字運行の常態化に加え、2024年問題による運転手不足に拍車がかかり、併せてコロナ禍による行動変容などにより内部補助が限界を迎えるなど、路線バス事業からの完全撤		

	退の危機が生じている。 地域間幹線バス路線は、特に高校生をはじめとする通勤通学の移動手段として重要な役割を果たしており、国・県の支援はバス路線を確保維持していくためには必要不可欠な支援となっている。 当市では、本年9月に、大臣認定である上田市・青木村地域公共交通利便増進事業計画を策定し、利便増進事業として、幹線系統を含む赤字路線への公的支援拡充により路線バスの確保維持を図るとともに、ルート再編、パターンダイヤ化の導入、20時台の運行復活など利用者の利便性向上を図っている。 【岡谷市、諏訪市、茅野市の実情】 諏訪地域の路線バス岡谷茅野線は、地域間を結ぶ重要な公共交通であり、地域の生活を支え、観光振興でも重要な路線として、バス運行事業者が運行しているが、様々な影響から公的支援がなければ、路線バスの撤退が危惧されるところである。 県民の足である地域路線の維持、存続を図るため、県地域間幹線系統維持費補助金の拡充をお願いしたい。 長野県地域公共交通計画において、主要幹線については「鉄道・バスの幹線は、県が主体的に関与し、交通事業者や沿線市町村とも連携しながら維持・確保を図る」と位置付けられ、県においては、県地域間幹線系統維持費補助金により一定の支援が図られている。 そうした中、岡谷駅・茅野駅間の諏訪広域圏を横断する地域の路線バス「岡谷茅野線」は、バス運行事業者が運行し、地域間の通学や通勤、通院や買い物等の移動手段として重要な「主要幹線」であるが、人口減少が進む中、安定した乗客数が見込めず、長引く物価上昇や労務費等の高騰により経営は厳しく、路線を維持存続するため、県補助金に加えて現在、沿線3市1町による財政支援を行っている。 このような事例は、他圏域でも生じている全県的な課題であることから、県においては、広域的視点に立ち、地域に必要な路線バスの維持、存続に対して、主体的かつ積極的な関わりをお願いするとともに、県民益を守る地域路線存続のため、更なる県地域間幹線系統維持費補助金の拡充をお願いしたい。 ※現況及び課題 ・利用者の減少「岡谷茅野線」 令和7年度:82,563人、令和6年度:98,548人、令和元年度:110,248人 ・運行収支の赤字分に対して沿線市町が支援 3市1町が走行距離割により按分
関係法令	地域間幹線バス路線確保維持費補助金交付要綱

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	文部科学省
	☒ 県	担当部局課室	教育委員会義務教育課
	☐ その他	名 称	
件名	公立義務教育諸学校の加配教職員配置基準の拡充について		
提案市	須坂市		
提案要旨	現行の学級編制基準では通常の学級が35人以下で算定されているが、特別支援学級在籍者と合わせて35人を超えてしまう場合に、児童生徒へのきめ細かな支援のため、国においては加配措置が可能となる定数改善を行うことを要望する。また、県においては国の定数改善に関わらず、新たな加配制度を整備することを要望する。		
提案理由	通常の学級の学級編制では、特別支援学級に在籍する児童生徒は別枠として、人数にカウントされていない。 そのため交流及び共同学習をする際、特別支援学級担任は自らの学級の児童生徒の指導があり同行できないため、1学級35人を超えた人数で通常の学級での授業を担当一人で行うことになる。 障がいのある子どもと障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶとともに、一人一人の教育的ニーズへの的確な指導ができるよう多様で柔軟な仕組みにすることが必要である。 そこで、学年児童生徒数が35人学級数以上である場合、加配教員が入ることにより指導支援の幅が広がり多様で柔軟な対応が可能になると考える。		
現状及び課題等	通常35人の学級に38の机がある。朝や放課後の学級活動や給食、特別支援学級在籍の児童が教科や授業の中で一緒に学習するためである。 体育ではルールにのっとって進めることが苦手な児童がおり、時折癇癪を起して友達をたたくことや学習の場から飛び出すことがある。担任は、児童の間に入り落ち着ける場所に移動して話を聞く体制をつくることや、学級の子どもたちに指示して飛び出した児童を追いかけることもある。相互理解を深めていくための大切な場面ではあるが、そうなったとき、残された学級の子どもたちの安全性や学びの保証がなされているといえるのか、集団に適応するのが難しい子を見守りながらの指導や支援が充分にできているとは言えない。 安全性や学びの保障のためには複数の目が必要である。一人で担う担任の中には、子どもたちに十分な指導や支援ができないことで、心を痛めてしまうケースもある。		
関係法令	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の基準に関する法律（平成29年改正）第15条		

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	文部科学省
	☒ 県	担当部局課室	教育委員会義務教育課
	☐ その他	名 称	
件名	特別支援学級の学級編制基準の見直しについて		
提案市	須坂市		
提案要旨	児童生徒の障害や発達段階に応じた丁寧な指導や保護者支援を行うため、国として特別支援学級の学級編制標準の上限を1学級6人に引き下げることを要望する。 また、県においては、通学区（地域）の学校で生活単元や自立活動を取り入れた特別な教育課程による学びを保障するため、知的障がい学級の設置基準を1人からに引き下げることを要望する。		
提案理由	令和3年度の文部科学省通知を受け令和4年度第375号通知で「自閉症・情障学級で、概ね週の授業時間の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと」とされている。社会状況の変化により自閉症・情緒障がい学級に入級する児童生徒の障害の状況が多様で程度が強くなる傾向にある中、上記に示されたような授業を行うためには8人という上限は学校体制をとってもかなり心身に負担を課している。特に小学校においてはフリーとなる教員がいない状況がある。更に、保護者の状況も様々で不安定さへの対応も必要になっている。 また、国は特別支援学級を1名から設置できるようになっているが、長野県は3名以上でないとい新設あるいは再開ができず、異なる教育課程が必要な知的障がいの診断のある児童生徒も通常の学級或いは知的障がい学級のある他校に地域外通学をしなければならない。		
現状及び課題等	・ 自情障学級入級児童13人（1年2名、2年3名、4年4名、5年4名）で2学級となったが、それぞれの特性が刺激になって強くなったり相容れずに不適應を起こしたりして、学校の窓ガラスを割り続けたり、登校渋りが見られたりするなど、保護者との支援会議も含め教員1名での対応に限界がある。他への被害がないよう、衝動的な行動を回避するために当たり障りのない対応にならざるを得ない状況である。 ・ 知的障がい学級入級の判断を受けた来入児が転居してくることになったが、知的障がい学級がなく、隣接の学校への区域外通学とした。知的障がい児に必要な学びへの理解が進まず、発達に応じた教育課程や指導支援が必要であっても、就学についての相談が難しく、中学進学後に不登校になったり進路決定ができずにいたりする状況となっている。		
関係法令	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 学校教育法施行規則		

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	スポーツ庁地域スポーツ課
	☐ 県	担当部局課室	スポーツ庁参事官（地域振興担当）付施設整備
	☐ その他	名 称	教育委員会保健厚生課
件名	中学校部活動の地域展開における夜間照明施設整備の負担軽減について		
提案市	松本市		
提 案 要 旨	中学校部活動の地域展開を進めていくにあたり、地域クラブの活動場所の確保が重要な課題の一つとして挙げられている。今後、地域クラブ活動の場所の確保・整備を積極的に推進していくためには、学校グラウンドの夜間活用が有効な手段となることから、夜間照明の整備に対する財源措置を要望する。		
提 案 理 由	現在、学校のグラウンド照明設備は学校施設環境改善交付金の対象外となっており、部活動地域展開にかかる補助金においても対象外となっている。 市単独の財源では、このような整備を進めることは、財政的に非常に厳しい状況にある。		
現況及び課題等	一般のスポーツ施設は多年代の市民利用により空きがなく、地域クラブの活動場所として安定的に確保することが難しい。そのため、主な活動場所は学校施設が想定され、また、指導者確保の点からも活動時間帯は夜間が主となることから、夜間照明の整備は必須である。 なお、部活動の地域展開が進むことにより、学校のグラウンド照明設備は地域のスポーツ活動で使用することが主となり、社会体育施設としての性格を持つことから、学校施設整備という視点だけでなく、スポーツ施設整備としての視点も必要と考えられる。		
関係法令	スポーツ基本法第12条		

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	こども家庭庁
	☐ 県	担当部局課室	県民文化部こども若者局こども・家庭課
	☐ その他	名 称	
件名	子ども・子育て支援交付金における地域子育て支援拠点事業の基準額・補助率の引き上げについて		
提案市	中野市		
提案要旨	各自治体における子育て支援施設の安定的な運営及び充実のため、国の子ども・子育て支援交付金の対象事業メニューである地域子育て支援拠点事業の交付金基準額・補助率の引き上げを要望する。		
提案理由	本市では、子育て支援施設として、子育て支援拠点施設「ハブリック」、子育て支援センター「りんごっこ」及び「うさぎっ子」を設置しており、その運営費の一部に子ども・子育て支援交付金を活用している。 しかし、各施設の運営費は、交付金基準額を大幅に超過しており、その超過分は一般財源で賄っていることから、市には大きな財政負担が生じている。 また、この財政負担は、設備等の充実を図った、規模が大きい施設ほど顕著なものとなる。 子育て支援施設は、地域における子育て世帯の交流、相談、遊びの場として重要な役割を果たしており、今後も安定した運営等を行う必要があることから、地域子育て支援拠点事業の交付金基準額・補助率の引き上げを要望するものである。		
現状及び課題等	令和7年度の子ども・子育て支援交付金　地域子育て支援拠点事業 1　基準額 5日型　9,023,000円 6日型　10,084,000円 ※施設での取組内容等による加算措置あり。 2　補助率 国1／3（県1／3、市1／3）		
関係法令	児童福祉法、子ども・子育て支援法		

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R7・8・28 第158回総会；塩尻市)					
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）			分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設	
要望先	☐ 国	担当省庁				
	☒ 県	担当部局課室	健康福祉部健康福祉政策課			
	☐ その他	名称				
件名	福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について					
提案市	塩尻市					
提案要旨	福祉医療費給付事業の乳幼児等における県の補助対象範囲の拡大について、２点要望する。 ① 高校３年生までの通院及び入院医療費の対象者を拡大する。 ② 子どもの医療費の自己負担額全額を対象とする。					
提案理由	① 県では、乳幼児等について令和６年４月診療分から補助対象を入院・通院とも中学３年生（学齢）まで拡大したところであるが、県内の全自治体においては、子育て世帯への経済的負担の軽減や子どもたちの健康増進、健全な発育発達へとつなげるため、一律に高校３年生まで単独で費用負担し、事業を実施している。 ② 子どもの医療費については、国民健康保険の国庫負担金減額措置が無くなったこともあり、窓口負担の無料化を実施する県内市町村が増加しており、令和７年１０月時点で、県内７７市町村中５０市町村において、高校３年生までの１レセプトあたり５００円の自己負担が廃止されている。 このような県内市町村の動向を勘案し、福祉医療費の安定した事業を継続的に実施していけるよう補助対象の拡大を要望する。					
現況及び課題等	○子どもの医療費（０歳～１８歳）					単位：千円
	年度	延受給者	支給額	県補助金	市負担額	
	令和４年度	97,466人	189,089	54,983	134,106	
	令和５年度	116,113人	230,652	65,409	165,243	
	令和６年度	116,109人	225,907	92,222	133,685	
	※令和７年度は、４月から窓口無料化を実施しているため、予算額で約59,000千円が前年比増となっている。					
関係法令	福祉医療費給付事業補助金交付要綱					

区分	☐ 新 規 ■ 再提案 (R7・8・28第157回総会；松本市、上田市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省
	☐ 県	担当部局課室	健康福祉部地域福祉課
	☐ その他	名 称	
件名	生活保護制度における基準生活費の夏季加算の導入について		
提案市	松本市、上田市		
提 案 要 旨	生活保護制度における基準生活費に対して、受給者の最低限の生活を保証し、夏季の高温による健康被害を防ぐための夏季加算を導入することを要望する。		
提 案 理 由	近年の地球温暖化の影響で、日本の夏季の気温は上昇傾向にあり、熱中症リスクが年々高まっている。生活保護受給者は、高齢や基礎疾患など不安定な健康状態の者が多く、熱中症リスクが高い傾向にある。 このような状況の中、近年の電気料金の高騰により、現行の生活保護基準額では夏季における負担が大きく、受給者がエアコンの稼働を控える可能性が懸念されており、熱中症リスクはさらに上昇する。 受給者の最低限の生活を保障し、高温による熱中症等の健康被害を防ぎ、さらには医療費負担の抑制の効果が期待できるため、冬期間の暖房費などの支出増に対応する冬季加算と同様に、基準生活費への夏季加算は必要不可欠と考える。		
現況及び課題等	松本市では、令和7年の猛暑日は18日と、昨年より6日増加した。また、7年に熱中症を主病名として受診・入院した生活保護受給者は14名と、昨年より9名増加している状況である。生活保護世帯のエアコンの設置率は64.4%であるが、電気料金が高騰し利用料金の支払いが困難なため、熱中症予防に有効なエアコン等を使用していない世帯が多い状況である。 上田市では、平成27年と令和7年の夏季（5月～10月）の間の平均気温を比較すると、約2.1度上昇している。また、令和7年の夏季(5月～10月)において、電気代の支払いができないという相談件数が全体の47%を占める状況である。また、生活保護受給世帯のエアコン設置率は52.1%であるが、昨今の物価高騰により電気代の捻出が困難であり、エアコンの使用を抑える世帯が多い状況である。		
関係法令	生活保護法		

議題15

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (. . 第 回総会 ; 市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()	分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省
	☒ 県	担当部局課室	健康福祉部介護支援課
	☐ その他	名 称	
件名	条件不利地における高齢者福祉施設に対する支援の拡充について		
提案市	中野市、飯山市		
提案要旨	社会福祉法人の参入の無い条件不利地（豪雪寒冷・過疎）における介護老人福祉施設の運営については公的機関がその役割を担っているが、経営面において限界になりつつあるため、特別な支援策を要望する。		
提案理由	中野市、飯山市他 4 町村で構成する北信広域連合では、現在、介護老人福祉施設を 5 施設運営しているが、昨今の物価上昇や人件費高騰、職員の慢性的な不足により安定的な施設運営に支障をきたしている。経営面で地理的条件等が他と比べ不利となる地域においては民間事業者の参入も無く、管内の老人福祉サービス需要を満たすためには北信広域連合において施設運営せざるを得ないが、このまま運営を継続した場合、構成市町村の財政的負担がより重くなり、将来的な地域福祉政策の維持が極めて厳しくなり、地域の高齢者福祉を支える基盤が揺らぎかねない。 介護サービスの質を維持し、さらには向上させていくためには、安定した財源と労働力の確保が不可欠であるため、条件不利地における施設運営のための適正な介護報酬の大幅な見直しを始めとする特別の支援策を要望する。		
現況及び課題等	○施設の状況 令和 3 年に更新された施設を除き老朽化が進行しており、今後多大な修繕費がかかる予定であるが、現在の財政状況では構成市町村からのより大きな支援がなければ対応ができない。 ○職員の確保 現在、154 名のプロパー職員が在籍しているが、近年の職員新規採用では募集定員に達せず慢性的な職員不足になっており、法で定める必要人数を会計年度任用職員で充てるなどで対応している状況にある。 ○施設の社会福祉法人への移管 移管を検討しているが、条件に合う法人が見つからない。		
関係法令	介護保険法等		

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R7・4・17 第156回総会；塩尻市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省
	☐ 県	担当部局課室	健康福祉部介護支援課、障がい者支援課
	☐ その他	名 称	
件名	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設について		
提案市	上田市		
提案要旨	加齢性難聴者が生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことによって健康寿命の延伸を図るため、補聴器購入に対する公的補助制度の創設を要望する。		
提案理由	加齢性難聴は、他者とのコミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、社会活動への参加を阻害する要因となっている。また、うつ病や認知症の発症リスクを上昇させることが指摘されており、予防及び早期治療の観点からも補聴器の利用が推奨されている。 しかしながら、補聴器は高額であること、また、個人に合わせた適切な調整が必要であるなど購入後の体制整備も重要と考えるため、加齢性難聴については、高齢者全般の課題として国が明確な基準を定め、補聴器購入に対する公的補助制度の創設を含めた、積極的な対策を講じることが必要と考える。		
現況及び課題等	加齢性難聴の補聴器購入に対する補助制度は、県内では諏訪市・伊那市・駒ヶ根市・大町市・飯山市などで実施されているが、令和7年度から長野市・岡谷市・飯田市・塩尻市・安曇野市が新たに補助制度を開始し、松本市・茅野市も令和8年度から実施予定であると聞いている。 しかしながら、高齢者に現れる症状は年齢とともに発症するものであることに鑑みると、市町村が個々に補助制度を実施するのではなく、国において一律の基準で公平性のある補助制度を構築する必要がある。		
関係法令			

区分	■ 新規 □ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（ ）		分野 □ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	厚生労働省
	□ 県	担当部局課室	健康福祉部障がい者支援課
	□ その他	名 称	
件名	共生型生活介護サービス費報酬の見直しについて		
提案市	飯田市		
提 案 要 旨	指定障害福祉サービスの共生型生活介護の事業を行う者が、重度障がい者を受け入れた場合、支援の程度相応の報酬が得られるように、報酬算定基準の見直しを要望する。		
提 案 理 由	現行の報酬算定基準では、共生型生活介護サービス費は、障害支援区分の程度にかかわらず、一律の報酬単価であるため、重度の障がい者を受け入れた場合、相応の報酬が得られない仕組みとなっている。 重度障がい者に入浴等を提供できる事業所が少ない地域において、設備が整った事業者が、共生型サービス事業へ参入し、重度障がい者の受け入れを推進するために、相応の報酬が必要である。		
現 況 及 び 課 題 等	当市では、令和４年度から飯田市共生型サービス事業補助金交付要綱に基づき、共生型サービス事業所が相応の報酬を得られるように助成を行っている。 ○当市における生活介護事業所の状況 ・共生型生活介護サービス事業所（４事業所・うち１事業所が市補助金の対象 令和６年度 補助金額 75,294円）		
関係法令	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R7・8・28 第157回総会；須坂市・佐久市・長野市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	こども家庭庁、厚生労働省
	☒ 県	担当部局課室	健康福祉部 障がい者支援課
	☐ その他	名 称	
件名	行政処分等に伴う自立支援給付費等負担金の返還に係る制度の見直しについて		
提案市	長野市、 <u>須坂市</u> 、中野市、佐久市		
提案要旨	徴収困難となった自立支援給付費等について、市町村にのみ財政負担を強いる現在の制度を見直し、やむを得ない事情があると認める場合には、国庫及び県費負担金の返還を求めないなど、市町村の負担を軽減する仕組みを早急に構築するよう強く要望する。		
提案理由	現在の制度では事業者が不正を行った場合、都道府県、政令指定都市又は中核市が行政処分等を行い、市町村はその処分等に伴う自立支援給付費等に係る返還金の徴収、国庫・県費負担金の返還を行うこととなる。 他方、生活保護制度では、何らかの理由で過支給となった返還金等を債務者に対し適切な債権管理をしたが、結果的に不納欠損となった場合、その分について国庫負担金(国費3/4)を請求することができる。 当該事業は事業者が資力に乏しく、返還金の徴収が困難となった場合においても、自立支援給付費等の支給について瑕疵がないにも関わらず、市町村は国及び県に負担金を返還せざるを得ない制度となっており、早期の見直しを求めるものである。		
現況及び課題等	【須坂市・長野市】 不正の手段により指定を受けていた須坂市内の指定障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス）を運営する事業者に対し、2023年12月、県がその指定を取消す行政処分を行った。これに伴い、須坂市及び長野市が事業者に対し支払った障害児通所給付費（須坂市分48,194,979円）（長野市分12,365,306円）に100分の40を乗じて得た金額（須坂市分19,277,991円）（長野市分4,946,122円）を加えた金額（須坂市分67,472,970円）（長野市分17,311,428円）の返還を求めている。しかし、当該事業者は長野市内で運営していた3箇所の事業所についても既に事業を廃止しているため、徴収が困難と思われる。 なお、この件については県及び本市を含む県内8市町村の連名で、2024年2月7日こども家庭庁支援局障害児支援課長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長宛てに要望書、内閣府に「令和7年度地方分権改革に関する提案」を同様の事例がある山形県と共同で		

	提出した。提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）に基づき、全国的な実態調査を実施した上で、関係府省庁との協議や他の国庫補助金の状況を踏まえて対応を検討し、2026年度中に結論を得る。その結果に基づき、必要な措置を講じることとしている。 【佐久市】 自立支援給付費の返還請求事案は、本市においても発生しており、返還額や事業者の状況によっては徴収が困難となる恐れがあり、国及び県への返還金を市が負担しなければならない事態も起こり得る。
関係法令	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ・ 児童福祉法 ・ 障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱 ・ 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R7・8・28 第157回総会；長野市ほか8市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	環境省、財務省
	☒ 県	担当部局課室	環境部資源循環推進課
	☐ その他	名 称	
件名	国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について		
提案市	長野市、松本市、上田市、須坂市、伊那市、大町市、茅野市、佐久市、安曇野市		
提案要旨	循環型社会形成推進交付金について、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に満額交付されるよう要望する。 また、整備に関する用地費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分の整備費及び解体撤去工事費、し尿処理施設の移転更新における旧施設の解体撤去工事費、さらに、整備の促進に必要な新たなまちづくりの推進や住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを要望する。 加えて、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化のための施設整備等に対する交付金交付率の拡大を要望する。		
提案理由	・廃棄物施設は老朽化が進み、早急に整備を進める必要がある。 ・廃棄物処理施設の整備には、複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、交付金収入を見込んだ整備計画を策定している。 ・建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 ・廃棄物処理施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要する。 ・「廃棄物処理施設整備計画」の新計画において、「地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備」が挙げられ、財源が必要である。 ・廃炉となった焼却施設単体での解体工事は対象外であるが、廃焼却施設の放置は崩壊・倒壊等の危険性があり、解体は喫緊の課題である。 ・解体工事への交付は新施設竣工の年度の末日から3年以内に解体着工が必要であり、かつ、交付対象が整備した施設と同数に限定される。 ・既存施設の解体のみのときは、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合、交付金の交付対象になっていない。 ・最終処分場などの一部の施設整備にかかる用地費、管理・計量設備及び排水処理設備に係る建屋部分が交付対象になっていない。 ・特殊な設備の解体やアスベスト・ダイオキシン類の飛散防止対策、作業員のばく露防止対策、土壤汚染対策等、多額の費用が必要となる。		

	・し尿処理施設の移転改築工事における旧施設の解体撤去工事は、現地建替や工法が複雑になることから多額の費用が必要となる。 ・プラスチック使用製品廃棄物の一括回収は再資源化の促進や循環型社会の形成を推進・継続する上で重要であり、喫緊の課題である。 ・プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に取り組むためには、新たな施設の建設や設備の導入のための財政支援が必要である。
現況及び課題等	【長野市 長野広域連合】 ごみ処理施設を整備するに当たり、最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分は交付対象外であることから、構成市町村において莫大な費用負担となる。また、施設を整備する市町村においては、施設の周辺環境整備に掛かる費用も交付金の対象外であり、その費用を一般財源で賄うことは、事業を実施する上で財政負担が大きく、懸念事項となっている。 【松本市・塩尻市 松塩地区広域施設組合】 松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村で構成）では、新たなごみ焼却施設の建設計画の策定を進めている。新施設の建設には、建設候補地の決定及び地域住民の同意、理解と協力が不可欠であり、施設稼働まで長い期間と費用を要する。特に、地元対策の周辺環境整備に要する費用や既存施設の解体工事の一部は交付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、より多くの事業が対象となるよう交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。 また、松本市が進めている最終処分場などの一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建築物が交付対象設備となっていないほか、廃棄物処理施設の解体には、アスベスト・ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露対策、土壌汚染対策等高額な費用がかかるが、解体作業の交付対象範囲が限られているため、交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。 【上田市 上田地域広域連合】 上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。 平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民と協議しながら、上田市も広域連合と連携して取り組んできた。令和7年5月に、施設の建設地を決定し、現在は、事業者の選定に向けた取り組みを進めている。また、当市では、令和3年度から当該交付金を活用し、焼却ごみを削減する生ごみリサイクルシステムの構築を目指し、有機物リサイクル施設（生ごみ堆肥化施設）整備に向けた事業の検討を進めている。 新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。 最終処分場の用地費のほか、住民理解を得るための振興事業に要する費用については交付金の対象となっていないほか、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用は、交付金の対象が限定されており、大きな財政負担が生じることとなる。 広域連合及び当市では「廃棄物処理施設整備計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている。

	【須坂市】 「マテリアルリサイクル推進施設」の交付率は対象事業費の3分の1となっている。財源確保が大きな課題となっている。 【伊那市 上伊那広域連合・伊那中央行政組合】 不燃物・粗大ごみ処理施設「鳩吹クリーンセンター」は、平成28年度末をもって停止し既存施設と統廃合したため解体撤去が必要である。伊那中央行政組合（伊那市、箕輪町、南箕輪村）の運営するし尿処理施設「伊那中央衛生センター」は、老朽化により隣接地に令和9年度から稼働できるよう移転改築を進めている。解体工事には公共施設等適正管理推進事業債（除却事業）を活用予定であるが資金手当てのみとなっており、本体工事の起債償還に加え環境整備には特定財源がないことから、構成市町村に多額の費用負担が発生し行政運営への影響が懸念される。 【大町市 北アルプス広域連合】 大町市、白馬村及び小谷村の3市村によるごみ処理広域化を進めており、現在最終処分場の第3期埋立地の建設工事を予定しており、令和6年度から基本設計業務等に着手しており、令和8年度完成を目指し事業を進めている。廃棄物施設の建設にも環境影響等に十分配慮した施設整備が必要となり、設備の建設には多額の費用が必要となる。その財源を確保する上で交付金は、欠くことのできない制度であり、実施計画に見合った所要額が確実に交付されなければ3市村の財政に深刻な影響を及ぼす恐れがある。 【茅野市 諏訪南行政事務組合】 茅野市、富士見町、及び原村の可燃ごみは諏訪南清掃センターで処理しているが、老朽化が進み、更新時期を迎える中、今後、整備を進める必要がある。環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合内にある、2か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏訪衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備を行い、令和3年10月に稼働した。旧施設は、老朽化のため解体を進める必要があるが、財源確保が課題となっている。 【佐久市 川西保健衛生施設組合】 新ごみ焼却施設「佐久平クリーンセンター」が稼働したことに伴い、2施設が閉炉となっている。内1施設は当該交付金の交付要綱の改正により交付対象となったが、残りの1施設は、交付対象とならないことから多額の解体工事費すべてを負担しなければならない。また、地域住民の同意を得ることが不可欠であり、周辺環境整備が必要となる。 【安曇野市 穂高広域施設組合】 新ごみ処理施設が令和3年3月から本格稼働となり、管理面及び景観の観点から廃止となった旧廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要となっているが、財源確保が大きな課題である。交付金対象要件の拡充を強く要望するとともに、さらには実施年度においては実施計画に見合った交付金を交付していただくよう要望する。
関係 法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R7・8・28 第157回総会；上田市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局課室	産業労働部経営・創業支援課
	☐ その他	名称	
件名	長野県中小企業融資制度に関する見直しについて		
提案市	伊那市		
提案要旨	長野県中小企業融資制度に関し、市町村を交えた制度の見直し検討の場を設けていただくことを要望する。		
提案理由	中小企業の事業支援、事業継続にとって、県の融資制度は非常にメリットが大きいと考えるが、民間金融機関の貸付利率が上昇する中、固定金利で利率が低く設定されている県制度の利用が急増し、これに伴う保証料補給金に係る市町村負担が大幅に増加している。 次年度以降も今年度と同様の状況が続く可能性があることから、保証料負担を共に行っている市町村を交え、制度の見直し検討を行う場を設けていただくことを要望する。 (検討案) (1) 貸付メニューや限度額の見直し (2) 年度中に、貸付利率が民間金融機関の貸付利率と大きく乖離しない運用方法 (3) 保証料負担割合の県、市町村、利用者を均等にするなど		
現況及び課題等	- 本市の令和7年度上半期の県制度の融資実行額は、前年同期比で224.6%、同じく保証料補給金額は186.2%と大幅に増加している。 - 県では近年、市町村に保証料負担を求めない融資メニューも創設いただいたところであるが、多くの融資メニューの負担割合は、県2/5、市町村2/5、利用者1/5であり、保証料補給金予算の不足が生じ、補正予算による増額対応を行ったところである。 - 保証料負担は特別交付税の算定対象になっているが、本市の令和6年度の交付実績は支出の1/6程度となっている。また、年度の当初予算額及び前半補正額が基礎数値となり、後半の補正額は反映されない。 - 制度資金については、金融機関に変更等の説明を行い、利用者に周知する必要があることから、制度見直し等については、可能な限り早期の決定及び市町村への周知が求められる。市町村を交えた検討の機会を設けていただくことは、中小企業の円滑な制度資金の活用にも寄与するものとする。		
関係法令			

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (R7・8・28 第157回総会；上田市、茅野市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	経済産業省、財務省
	☒ 県	担当部局課室	産業労働部産業立地・IT振興課
	☐ その他	名称	
件名	産業用地整備促進税制の早期創設について		
提案市	上田市、茅野市		
提案要旨	産業用地に対するニーズが高まる中で用地整備を迅速化するため、自治体による用地整備と同様に、自治体と連携した民間事業者による用地整備においても、地権者が土地を譲渡した際の売却益の一部について所得控除を設ける産業用地整備促進税制の早期創設を要望する。 併せて、県においても産業用地整備促進の取組みを市町村と協力・連携して進めるとともに、制度創設に向けた国への働きかけを要望する。		
提案理由	産業用地の確保を希望する事業者が増加傾向にある一方で、分譲可能な産業用地は不足しており、用地造成を促進する必要がある。 これまで産業用地造成は、自治体や土地開発公社が主体となって造成してきたが、自治体主導の造成は困難となっており、現在、自治体と連携した民間事業者による用地整備にメリットがあるとされている。 しかしながら、自治体が地権者から土地を取得する場合は所得控除がある一方で、民間事業者が土地を取得する場合には同様の措置が無いことから、こうした手法の用地造成事業に支障をきたしている。 地権者交渉の円滑化、産業用地の迅速な供給により、地域経済に波及効果をもたらすため、自治体と連携した民間事業者による用地整備においても、税制優遇を要望するものである。 併せて、交付税措置等の地方財源に影響しない制度設計を要望する。		
現況及び課題等	経済産業省は、令和7年度税制改正において、産業用地整備促進税制の創設を要望していた。しかし、令和7年1月6日付にて、昨年末に公表された税制改正大綱への記載が見送りとなり、令和7年度には措置されない旨が同省から通知された。 令和8年度度税制改正においても経済産業省から継続して要望がなされている。産業構造審議会において「(産業用地開発のため)あらゆる土地の確保手段を検討して行く必要がある」との意見が出される中、具体策として本税優遇措置の拡大が示された。 提案市においては、地域未来投資促進法等を活用して、民間事業者が用地整備計画を進めている。しかし、国の制度による地域牽引事業であるにもかかわらず、事業主体が異なるだけで地権者の取り扱いに差が出るため、譲渡所得の課税が円滑な用地交渉を阻んでいる。		
関係法令			

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	法務省、総務省、国土交通省
	☒ 県	担当部局課室	農政部農地整備課
	☐ その他	名 称	
件名	国土調査結果反映の迅速化について		
提案市	伊那市		
提案要旨	市街地をメインに行われている国土調査について、その実施結果が法務局の登記簿及び公図に反映されるまでに時間を要している。早期に調査結果を市民生活に活かし、適正な固定資産税等の課税に反映させるため、関係機関（法務局等）で要する処理期間の短縮化を要望する。		
提案理由	現在、当市では市街地をメインに国土調査を実施中である。 国土調査完了地域については、法務局の登記完了通知を受け固定資産税課税台帳や公図の整備を行っているが、登記完了までに平均５年以上を要している。土地の正確な境界や面積が公的に証明されない状態が続くことは、不動産の売買や相続、適正な土地の管理等に影響を及ぼすため、関係機関（法務局等）における迅速な対応が必要と考える。		
現況及び課題等	国土調査の結果に基づく登記は、市から県と国の承認を経て法務局へ成果が送付され、登記官の職権にて行われるが、認証や送付、登記に遅延が生じている。当該地域の法務局では、当初の登記完了時期が数ヶ月遅延、または当年中には実施困難となる事例が散見される。令和７年度の場合、令和元年度の調査結果が令和４年度に、令和２年度の調査結果が令和５年度に法務局に送られ今年度登記の予定であったが、いずれも完了していない。長野地方方法務局伊那支局では専属の登記官１名と会計年度任用職員が他業務との兼務で事務を行っているが、人員を増やすなどの必要性を強く感じる場所である。 国土調査における、認証・承認・送付・登記の流れが遅延なく行われることは、適正な国土利用と国民の財産の正確な記録、固定資産税等の適正な課税に資するものであり、早急な関係機関の対応を求める。		
関係法令			

議題23

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会； 市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()	分野	☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局課室	農政部農村振興課
	☒ その他	名 称	(公財) 長野県農業開発公社 (長野県農地中間管理機構)
件名	制度本来の趣旨に沿った農地中間管理事業の実施について		
提案市	須坂市		
提案要旨	農地中間管理事業は、農地中間管理機構（農地バンク）により、農用地の利用の効率化と高度化の促進を図り農業の生産性の向上に資することを目的として実施されているが、現状は基本的に既に受け手が確保されている農地にしか事業が実施されていないことから、農地中間管理事業本来の目的の達成に向けた事業の実施を要望する。		
提案理由	農業委員会では、農地法第32条第1項の規定に基づき市内遊休農地の所有者に対して利用意向調査を実施しているが、農地中間管理機構へ農地の貸し付けを希望すると回答しても、現状は、中間管理機構は借り手が決まってない農地については引き受けを拒否している。 制度本来の趣旨からすれば、農地中間管理機構は、貸したい意向のある農地を積極的に引き受け、借りたい意向のある者とのマッチングを行うことで農地バンク本来の機能が発揮されるべきであるが、現状は貸し借りに関する事務手続を行う機関としてしか機能していない。 農地中間管理事業制度本来の目的を達成するため、貸し付け希望のある農地は積極的に借り入れるなど、農地バンクとしての機能を発揮するよう事業の実施を要望する。		
現況及び課題等	相対による利用権設定等促進事業が終了したため、中間管理事業による利用権設定の件数は増加しているが、実態は相手が決まったうえでの手続きとなることから相対の貸し借りと大差なく、地権者や耕作者に対する説明に苦慮している。 また、農地を借りたい／貸したいという者に対して中間管理機構を紹介しても解決にならないことから、農地の貸借のマッチングのため従前からある市独自の「農地バンク」を引き続き運用している。		
関係法令	農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業の推進に関する法律		

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局課室	林務部森林づくり推進課
	☐ その他	名 称	
件名	狩猟期間の拡大について		
提案市	須坂市		
提 案 要 旨	11月15日から3月15日までとなっている、イノシシ、ニホンジカの罾猟の狩猟期間の更なる拡大を要望する。		
提 案 理 由	狩猟期間（罾猟）の更なる拡大により、山に人が入る機会を増やし野生鳥獣の出没の抑制を図るとともに、狩猟による捕獲頭数の増加による農作物等の被害の減少及び有害鳥獣の生息数の減少につなげる。		
現 況 及 び 課 題 等	野生鳥獣による農作物被害が平成22年度から減少傾向であったが、平成30年度以降は微増傾向にある。その背景にはニホンジカをはじめとする野生鳥獣の生息数の増加と、狩猟者の減少、高齢化の進展があると考えられ、新たな狩猟者、特に若年層の育成が必要であり、技能や知識だけではなく、狩猟に取り組むための機会が限られていることも育成のための課題となっている。		
関係法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則		

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省
	☐ 県	担当部局課室	危機管理部消防課、総務部財産活用課
	☒ その他	名 称	NHK（日本放送協会）
件名	消防等の公用車両に係るNHK受信料の免除について		
提案市	佐久市、小諸市		
提案要旨	NHK受信料の免除対象については現行の放送法並びに日本放送協会受信料免除基準において、主に社会福祉施設、学校、公的扶助受給者、障害者世帯などに限定されているが、消防等の緊急・災害出動を主目的とする公用車両についても対象とすることを要望する。		
提案理由	消防車両等に搭載されているテレビ機能付きナビゲーションは娯楽視聴が目的でなく、緊急対応や災害情報など地域住民の安全確保のために運用されているものである。特に緊急消防援助隊として他県への応援出動する際には避難情報や気象情報など放送による災害情報を迅速に得るために使用する必要があるため、公務に限定して使用する装備に対し、単に受信可能な機器があるという理由からNHK受信料の義務を課す現行制度について見直しを図る必要がある。		
現状及び課題等	全国的にテレビ受信機能付きナビゲーションを搭載した公用車において、NHKの受信契約がされておらず、未払いが相次いでいる。小諸市並びに佐久市を含む佐久広域連合消防本部、また各署で保有する４４台全ての車両で受信契約が未締結であることが確認され、過去に遡って支払う場合、公費で４００万円余の負担が見込まれる。現在、テレビ受信機能を使用しないようアンテナを外す等の対策を取るが、災害時や他県への応援出動時には、避難情報や気象・災害情報をリアルタイムに取得する必要がある。しかしながら、受信可能な機器があるだけで、NHK受信料の義務を課す現行制度は消防等の救急出動を主目的とする公用車両の実態と目的、そして財政・運用上における支障の観点から大きな課題がある。		
関係法令	放送法、日本放送協会受信料免除基準		

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 （ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	国土交通省
	☐ 県	担当部局課室	環境部水道・生活排水課
	☐ その他	名 称	
件名	上下水道施設の老朽化対策や地震対策に対する支援の拡充について		
提案市	長野市		
提案要旨	上下水道の管路の更新・耐震化に係る国の補助制度は、基幹管路が中心となっており、各家庭での水道水の利用において必要な末端の配水支管（配水本管から分岐し各家庭へ供給する管）及び汚水管（口径300mm未満の管）の更新・耐震化事業については、そのほとんどが補助対象外となっている。 末端の配水支管、汚水管についても、重要給水施設への接続だけではなく、各家庭への管路においても補助対象となるよう、制度の拡充と補助採択要件の緩和を要望する。		
提案理由	市民生活に最も近く上下水道管路の大半を占める末端の配水支管及び汚水管のほとんどが、更新・耐震化事業に係る国の補助対象外となっている。 これらの管路の更新や耐震化が進まないことは、漏水や災害時の機能不全を招き、地域住民の生活基盤を脅かす重大な課題であり、早急な対応が求められている。 しかし、事業量が膨大であるため、現行の料金設定の見直しを行い、健全な経営に努めたとしても、更新事業費を確保することは極めて困難であり、負担を将来世代に先送りしないよう、国に支援の拡充を要望するもの。		
現況及び課題等	本市では、広範な中山間地を有し、集落が点在する特有の地理的条件により、管路延長が長いことから更新需要が年々増加している。 本市における本要望の対象である管路の状況は、配水支管は、水道管全体の約85%の2,120kmであり、老朽化率は31.5%、耐震化率は12.1%となっている。 また、口径300mm未満の汚水管は、汚水管全体の約92%の2,194kmであり、老朽化率は3.7%、耐震化率は34.5%となっている。 各家庭への老朽管の更新が進まない状況が続けば、将来的に大規模な更新が必要となり、財政負担が一層増加することを懸念している。		
関係法令			

区分	☐ 新 規 ☒ 再提案 (R7・8・28 第157回総会；長野市、上田市、千曲市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	国土交通省
	☐ 県	担当部局課室	環境部水道・生活排水課
	☐ その他	名 称	
件名	水道事業広域化に対する国の補助金交付制度の見直しについて		
提案市	長野市、 <u>上田市</u> 、千曲市		
提 案 要 旨	国の水道事業広域化に係る交付金制度は、期間を原則10年間とし令和16年度までの時限事業とされているが、今後の広域化の実現において、交付金の活用期間が10年間確保できない状況であるため、時限の延長又は撤廃を要望する。 併せて、大規模災害等における長期間の断水などに備え、市町の区域を結ぶ基幹管路のバックアップ機能を強化するための、複線化の整備等についても広域化事業に加えるなど、対象の拡充を要望する。		
提 案 理 由	水道事業は、人口減少社会に伴う料金収入の減少や老朽化施設の更新や耐震化費用の増大など、経営環境の悪化が懸念されており、基盤強化を図る一つの方策として各地で広域化の検討、協議が進められている。 国土交通省の水道事業運営基盤強化推進事業における広域化事業の交付金制度は、時限事業であり広域化に資する事業について、その全ての期間内の実施が困難であること。また、広域化により実現できる災害時等のバックアップ機能の強化を対象にすることで、より広域連携の効果を高めることができることから提案する。		
現況及び課題等	上田長野地域においては、令和6年4月に、長野県企業局、上田市、坂城町、千曲市、長野市で構成する「上田長野地域水道事業広域化協議会」を設置し、事業統合による広域化を検討している。 事業統合による広域化の実現に向けた事業体間の調整事項が多岐にわたること、地域住民、関係団体、議会等への説明、意見聴取の期間を十分に確保する必要があること、また、複数の市町の区域に及ぶ施設整備には相当の時間と費用を要することから、時限措置の延長が必要である。また、災害時等のバックアップ機能の強化のため市町を結ぶ基幹管路複線化を、広域連携に併せて実施することが効果的であることから、財政支援の強化を要望する。		
関係法令			

Ⅲ 事務局提出議題

1 協議事項

- (1) 長野県市長会役員の選挙について 資料 2
- (2) 長野県市長会の部会所属の指定について 資料 3
- (3) 長野県市長会から選出する各種団体等の役職について 資料 4
- (4) 第 188 回北信越市長会総会について 資料 5

2 報告事項

- (1) 次回長野県市長会定例会について 資料 6
- (2) 第 159 回長野県市長会総会について 資料 6
- (3) 第 31 回県と市町村との協議の場について 資料 6

3 その他

- (1) 令和 8 年度(公財)長野県市町村振興協会事業計画及び予算等について
..... 資料 7
- (2) その他

令和 8 年度長野県市長会役員改選について

1 長野県市長会役員の選挙

(1) 選出理由

会則第 5 条に規定する役員について、会長である白鳥伊那市長が令和 8 年 4 月 29 日まででご退任されることから、新たに会長の選出が必要なほか、土屋上田市長が令和 8 年 4 月 9 日をもってご退任されたことにより、理事 1 名が欠員となっていることから、新たに会長及び理事の選任のほか、これに伴う役員の改選をお願いするものです。

(2) 選出する役員

会 長	1 名
理 事	4 名（部会長を兼ねる）
監 事	2 名

(3) 任期

前任者の残任期間（第 160 回総会まで）

長野県市長会会則（抜粋）

（役 員）

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
理 事	4 名
監 事	2 名

（役員を選出）

第 6 条 役員は総会に於いて選挙する。

（役員の任期）

第 7 条 役員の任期は各 2 年とする。ただし、後任者が就任するまでは、引続きその職務を行う。

長野県市長会役員の選任に係る申し合わせ事項

(昭和54年4月27日市長会総会)

- (1) 会長、副会長は中南信ブロック・東北信ブロック交互とし、総会で決定する。
- (2) 会長は、長野、松本又は三期以上の市長から選任することが原則となっている。
- (3) 理事、監事は中南信・東北信同数、理事は概ね二期目以上の市長を考慮し原案をつくる。
- (4) 会長経験者は相談役となる。ただし、相談役が他の役員に選任されることがある。

長野県市長会部会設置要綱

第1 市長会に関する部門別重要事項についての研究、関係機関との連絡強化のため市長会に総務文教、社会環境、経済、危機管理建設の4部会を置く。

第2 各市長の部会所属は役員会に諮り会長が指定する。なお、部会所属について、事前に各市長の希望を聴取できるものとする。

第3 各部会に部会長を置く。部会長は、役員会に諮り理事の中から会長が指名する。

附 則

この要綱は昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

「部会所属の基本的な考え方」

- 1 各部会は、最低４人の市長をもって構成されるよう指定する。
- 2 各部会の部会長は、就任年数の長い理事から「総務文教」「社会環境」「経済」「危機管理建設」の順に指名する。
- 3 部会長を除く部会所属の指定に当たっては、事前に各市長の希望を聴取し（第２希望まで）、できる限りこれを反映するとともに、下記ア及びイについても考慮の上、原案を作成する。

ア 当該市長（前任者を含む。）が過去３期（６年）において、所属したことのない部会を優先する。

イ 県内地域（東信・北信・中信・南信）バランスを考慮する。

長野県市長会役員名簿（案）
《令和8年度》

任期：令和8年4月30日から、令和9年4月総会まで

会 長	諏訪市長	金子 ゆかり
副 会 長	小 諸 市 長	小 泉 俊 博
理 事 (総務文教部会長)	佐 久 市 長	柳 田 清 二
// (社会環境部会長)	茅 野 市 長	今 井 敦
// (経済部会長)	駒ヶ根市 長	伊 藤 祐 三
// (危機管理建設部会長)	千 曲 市 長	小 川 修 一
監 事	中 野 市 長	湯 本 隆 英
//		(調 整 中)
相 談 役	須 坂 市 長	三 木 正 夫
//	大 町 市 長	牛 越 徹
//	東 御 市 長	花 岡 利 夫

長野県市長会部会所属（案）

令和 8 年 4 月 30 日から《令和 8 年度》

総務文教部会 (企画、行財政、教育)	部会長	佐久市長	柳田清二
		飯田市長	佐藤健
		長野市長	荻原健司
		塩尻市長	百瀬敬
		伊那市長	吉田浩之
社会環境部会 (社会、衛生、生活環境)	部会長	茅野市長	今井敦
		諏訪市長	金子 ゆかり
		大町市長	牛越徹
		中野市長	湯本隆英
		岡谷市長	早出一真
経済部会 (商工、観光、農政、林務)	部会長	駒ヶ根市長	伊藤祐三
		須坂市長	三木正夫
		小諸市長	小泉俊博
		安曇野市長	中山栄樹
		上田市長	斉藤達也
危機管理建設部会 (危機管理、土木、住宅)	部会長	千曲市長	小川修一
		東御市長	花岡利夫
		松本市長	臥雲義尚
		飯山市長	江沢岸生

長野県市長会から選出する各種団体等の役職について（案）

令和 8 年 4 月 22 日（水）

令和 8 年 4 月 22 日（水）開催の第158回長野県市長会総会にて、新たな役員・部会所属に対応した各種団体への推薦者を変更するもの。（新たな役員の任期 令和 8 年 4 月 30 日（木）から令和 9 年 4 月総会までの前任者の残任期間）
色塗りの欄は、今回の変更に該当する者であり、概要を摘要欄に記載しております。

団体	役職名	推薦根拠	職名	氏名	摘要
全国市長会	相談役	全国市長会副会長経験者	須坂市長	三木 正夫	
			東御市長	花岡 利夫	
	理事		諏訪市長	金子 ゆかり	第96回全国市長会総会終了後から次年度全国市長会総会まで
	評議員	申し合わせに基づく	佐久市長	柳田 清二	
	〃	〃	岡谷市長	早出 一真	
	〃	〃	安曇野市長	中山 栄樹	
	〃	〃	上田市長	斉藤 達也	
中部圏開発整備地方協議会	委員	会長	諏訪市長	金子 ゆかり	前任者の残任期間
北信越市長会	常任委員	会長	諏訪市長	金子 ゆかり	前任者の残任期間
長野県市町村自治振興組合	管理者	会長	諏訪市長	金子 ゆかり	前任者の残任期間
	監査委員	総務文教部会長	佐久市長	柳田 清二	
	議員	副会長	小諸市長	小泉 俊博	
	議員	総務文教部会長	佐久市長	柳田 清二	
	議員	社会環境部長	茅野市長	今井 敦	前任者の残任期間
	議員	経済部会長	駒ヶ根市長	伊藤 祐三	前任者の残任期間
	議員	危機管理建設部会長	千曲市長	小川 修一	前任者の残任期間
長野県後期高齢者医療広域連合	副広域連合長	会長	諏訪市長	金子 ゆかり	前任者の残任期間
	副広域連合長	副会長	小諸市長	小泉 俊博	
	議会議員	総務文教部会長	佐久市長	柳田 清二	
	議会議員	社会環境部会長	茅野市長	今井 敦	前任者の残任期間
	議会議員	経済部会長	駒ヶ根市長	伊藤 祐三	前任者の残任期間
長野県地方税滞納整理機構	議員	副会長	小諸市長	小泉 俊博	
（公財）長野県市町村振興協会	理事長	会長	諏訪市長	金子 ゆかり	前任者の残任期間
	監事	監事	中野市長	湯本 隆英	R8. 6. 25から 2 年間
	評議員	副会長	小諸市長	小泉 俊博	
	評議員	総務文教部会長	佐久市長	柳田 清二	
長野県市町村職員研修センター	監事	監事	中野市長	湯本 隆英	R8. 6. 25から 2 年間
長野県市町村職員共済組合	議員 （理事長兼職務代理者）	就任順	茅野市長	今井 敦	前任者の残任期間 （R8. 11. 30まで）
	議員（理事）	〃	駒ヶ根市長	伊藤 祐三	〃
	議員（監事）	〃	松本市長	臥雲 義尚	〃
	議員	〃	飯田市長	佐藤 健	〃

・会長・相談役関係

団体	役職名	推薦根拠	職名	氏名	摘要
(社福) 長野県社会福祉協議会	理事	会長	諏訪市長	金子 ゆかり	前任者の残任期間
	〔 理事	相談役	須坂市長	三木 正夫	
	〔 会長		須坂市長	三木 正夫	
日本赤十字社	代議員	社会環境部会長	茅野市長	今井 敦	前任者の残任期間
	長野県副支部長	会長	諏訪市長	金子 ゆかり	前任者の残任期間
長野県信用保証協会	理事	会長	諏訪市長	金子 ゆかり	前任者の残任期間
郵政事業有識者懇談会	委員	会長	諏訪市長	金子 ゆかり	前任者の残任期間
県と市町村との総合教育懇談会	出席者	会長	諏訪市長	金子 ゆかり	前任者の残任期間
	〃	副会長	小諸市長	小泉 俊博	
長野県総合計画審議会	委員	会長	諏訪市長	金子 ゆかり	前任者の残任期間

・総務文教部会関係

団体	役職名	推薦根拠	職名	氏名	摘要
少子化・人口減少対策戦略検討会議	構成員	総務文教部会長	佐久市長	柳田 清二	
「再編に関する基準等」の再検討に係る意見交換会	構成員	総務文教部会長	佐久市長	柳田 清二	
長野県消費生活審議会	委員	総務文教部会員	飯田市長	佐藤 健	
長野県交通安全対策会議	委員	総務文教部会員	長野市長	荻原 健司	
長野県学校保健会	副会長 (理事)	総務文教部会員	塩尻市長	百瀬 敬	
長野県電子自治体推進委員会	委員	総務文教部会所属	佐久市長	柳田 清二	
	〃	〃	伊那市長	吉田 浩之	前任者の残任期間
	〃	〃	飯田市長	佐藤 健	
	〃	〃	長野市長	荻原 健司	
	〃	〃	塩尻市長	百瀬 敬	

・社会環境部会関係

団体	役職名	推薦根拠	職名	氏名	摘要
長野県社会福祉審議会	委員	社会環境部会長	茅野市長	今井 敦	前任者の残任期間
長野県医療審議会	委員	社会環境部会長	茅野市長	今井 敦	前任者の残任期間
長野県地域医療対策協議会	委員	社会環境部会長	茅野市長	今井 敦	前任者の残任期間
長野県国民健康保険審査会	委員	社会環境部会員	大町市長	牛越 徹	
長野県がん対策推進協議会	委員	社会環境部会員	諏訪市長	金子 ゆかり	前任者の残任期間
長野県環境審議会	委員	社会環境部会員	中野市長	湯本 隆英	
長野県介護保険審査会	委員	社会環境部会員	岡谷市長	早出 一真	
長野県県・市町村国保運営連携会議	委員	社会環境部会所属	茅野市長	今井 敦	前任者の残任期間
	〃	〃	大町市長	牛越 徹	
	〃	〃	諏訪市長	金子 ゆかり	
	〃	〃	中野市長	湯本 隆英	
	〃	〃	岡谷市長	早出 一真	

・経済部会関係

団体	役職名	推薦根拠	職名	氏名	摘要
長野県観光振興審議会	委員	経済部会長	駒ヶ根市長	伊藤 祐三	前任者の残任期間
(公財)長野県緑の基金	理事 (副理事長)	経済部会長	駒ヶ根市長	伊藤 祐三	前任者の残任期間
(一社)長野県農業会議	理事および常設 審議委員候補者	経済部会長	駒ヶ根市長	伊藤 祐三	前任者の残任期間
(公財)長野県農業開発公社	評議員	経済部会員	須坂市長	三木 正夫	
長野県農業信用基金協会	理事	経済部会員	小諸市長	小泉 俊博	前任者の残任期間
(一社)長野県原種センター	理事 (副理事長)	経済部会員	上田市長	斉藤 達也	前任者の残任期間
(一財)長野県林業労働財団	理事	経済部会員	安曇野市長	中山 栄樹	
長野県森林審議会	委員	経済部会員	安曇野市長	中山 栄樹	
みんなで支える森林づくり県民会議	委員	経済部会員	安曇野市長	中山 栄樹	前任者の残任期間

・危機管理建設部会

団体	役職名	推薦根拠	職名	氏名	摘要
長野県都市計画審議会	委員	危機管理建設部会長	千曲市長	小川 修一	前任者の残任期間
長野県水防協議会	委員	危機管理建設部会長	千曲市長	小川 修一	前任者の残任期間
長野県住宅供給公社	理事	危機管理建設部会長	千曲市長	小川 修一	前任者の残任期間
(公財)長野県建設技術センター	評議員	危機管理建設部会長	千曲市長	小川 修一	前任者の残任期間
長野県防災会議	委員	危機管理建設部会員	松本市長	臥雲 義尚	
長野県国民保護協議会	委員	危機管理建設部会員	松本市長	臥雲 義尚	
長野県景観審議会	委員	危機管理建設部会員	飯山市長	江沢 岸生	

・関連自治体の市長に就任いただくもの

団体	役職名	推薦根拠	職名	氏名	摘要
長野県公営企業経営審議会	委員	伊那市	伊那市長	吉田 浩之	前任者の残任期間
	〃	千曲市	千曲市長	小川 修一	

第 188 回 北信越市長会総会及び関連会議等 の ご案内

1 開催日

令和 8 年 5 月 2 1 日（木）、2 2 日（金） ※ 2 日目は自由参加の視察

2 会 場

ホテル紅や（諏訪市湖岸通り二丁目 7-21 TEL0266-57-1111）

3 提出議案の取扱いについて

提出議案については、総会に先立ち開催する 3 つの分科会に審議を付託します。

4 ペーパーレス化について

ペーパーレス化の試行的実施と位置付けての開催となります。次の事項についてご留意願います。

（1）資料のダウンロード

総会資料は、PDF データにより総会当日の 2 営業日前までに配布いたしますので、事前にダウンロードの上準備をお願いいたします。

（2）通信環境の確保

事前にダウンロードした資料を閲覧することとなりますが、ネットやメールなど会場内で通信を行う場合は、Wi-Fi 利用が困難な場合を想定し、各自においてポケット Wi-Fi や SIM 等の通信手段を準備してください。会場により Wi-Fi が利用できない場合があります。

（3）電源確保

長時間にわたるパソコン使用に備え、各自において必要な充電環境（モバイルバッテリー等）を準備してください。

（4）紙資料の準備（必要な場合）

紙資料を利用したい場合は、各市において印刷・持参してください。

タイムスケジュールや会場案内図など極めて使用頻度が高い資料は、必要に応じて各市で印刷して手持資料とするなど、適宜準備をお願いします。

（5）端末トラブル対応

資料が開けない等の不具合が生じた場合は、各市において対応をお願いします。

代替機の準備はありませんのでご了承ください。

5 会議日程

【5月21日（木）】（1日目）

（役員会からご出席の皆様）

10:30 受付開始／ホテル紅や 1 階ロビー

※役員会へご出席の皆様には、昼食をご用意します。

11:30 役員会／ホテル紅や 1 階「アヴァンツァーレ」

12:00 役員等昼食／ホテル紅や 1 階「四季」

（分科会からご出席の皆様）

11:30 受付開始／ホテル紅や 1 階ロビー

（市長、随員職員の皆様）

13:00 分科会

第1分科会（行財政・文教等）／ホテル紅や 2 階「ルビーホール」

第2分科会（厚生・環境等）／ぬのはん 3 階「やわらぎ」

※移動（ホテル紅や から徒歩約 4 分）

第3分科会（建設・農林等）／駅前交流テラスすわっちゃオ「会議室 3～5」

※移動（ホテル紅や から送迎バス約 4 分、徒歩約 2 分）

14:00 北陸新幹線関係都市連絡協議会／ホテル紅や 2 階「紅花」

15:00 総会／ホテル紅や 2 階「ルビーホール」

18:45 意見交換会／ホテル紅や 2 階「ルビーホール」

《1 日目終了》

（運転職員の皆様）

15:00 宿泊ホテルチェックイン／ホテルルートイン上諏訪又は上諏訪ステーションホテル

17:30 意見交換会／ホテル紅や 1 階「アヴァンツァーレ」

【5月22日（金）】（2日目）

参加希望の方のみ（運転職員の方の視察はございません）

8:40 視察受付／ホテル紅や 1 階ロビー

9:00 視察

Aコース（岡谷方面）：イルフ動画館、岡谷蚕糸博物館（シルクファクトおかや）

Bコース（諏訪・茅野方面）：茅野市尖石縄文考古館、諏訪大社 上社本宮

※詳細は、開催市から発出の開催通知をご確認ください。

第 188 回北信越市長会総会分科会所属(案)

第 1 分科会 (行財政・文教等)	第 2 分科会 (厚生・環境等)	第 3 分科会 (建設・農林等)
佐久市(委員長)	茅野市(委員長)	駒ヶ根市(委員長)
上田市	飯田市	長野市
須坂市	諏訪市	松本市
伊那市	飯山市	岡谷市
中野市	東御市	小諸市
塩尻市	安曇野市	大町市
千曲市		

資料 5 - 3

北信越市長会分科会所属

		R5 秋	R6 春	R6 秋	R7 春	R7 秋	R8 春(案)
東 信	上 田 ①			○			①
	上 田 ②		○			○	
	上 田 ③	○			○		
	小 諸 ①	○			○		
	小 諸 ②		○			○	
	小 諸 ③			○			③
	千 曲 ①			○			①
	千 曲 ②	○			○		
	千 曲 ③		○			○	
	佐 久 ①	○			○		①
	佐 久 ②			○			
	佐 久 ③		○			○	
	東 御 ①		○			○	
	東 御 ②			○			②
	東 御 ③	○			○		
北 信	長 野 ①		○			○	
	長 野 ②	○			○		
	長 野 ③			○			③
	須 坂 ①			○			①
	須 坂 ②	○			○		
	須 坂 ③		○			○	
	中 野 ①			○			①
	中 野 ②		○			○	
	中 野 ③	○			○		
	飯 山 ①	○			○		
	飯 山 ②			○			②
	飯 山 ③		○			○	
中 信	松 本 ①	○			○		
	松 本 ②		○			○	
	松 本 ③			○			③
	大 町 ①	○			○		
	大 町 ②		○			○	
	大 町 ③			○			③
	塩 尻 ①			○			①
	塩 尻 ②	○			○		
	塩 尻 ③		○			○	
	安曇野 ①		○			○	
	安曇野 ②			○			②
	安曇野 ③	○			○		
南 信	岡 谷 ①	○			○		
	岡 谷 ②		○			○	
	岡 谷 ③			○			③
	飯 田 ①		○			○	
	飯 田 ②	○		○			②
	飯 田 ③				○		
	諏 訪 ①		○			○	
	諏 訪 ②			○			②
	諏 訪 ③	○			○		
	伊 那 ①			○			①
	伊 那 ②	○			○		
	伊 那 ③		○			○	
	駒ヶ根 ①			○			
	駒ヶ根 ②		○			○	
	駒ヶ根 ③	○			○		③
	茅 野 ①		○			○	
	茅 野 ②	○			○		②
	茅 野 ③			○			

①: 第1分科会 (行財政・文教)
 ②: 第2分科会 (厚生・環境)
 ③: 第3分科会 (建設・農林)

6
7
6

7
6
6

6
6
7

6
7
6

7
6
6

2 報告事項

(1) 次回長野県市長会定例会について

日 時 令和 8 年 6 月 9 日（火） 午後 3 時 30 分～（予定）
会 場 都内（都市センターホテル）
参 集 全市長

(2) 第 159 回長野県市長会総会について

日 時 令和 8 年 8 月 27 日（木）
会 場 伊那市（開催市）
参 集 全市長

(3) 第 31 回県と市町村との協議の場について

日 時 令和 8 年 6 月 2 日（火）
会 場 県庁
参 集 役員市長（会長、副会長、理事）

○サマージャンボ等交付金収入

年度	予算額	決算額	前年度比較	正味財産期末残高
令和3年度	7億 600万円	6億 1,113万円	△1億 261万円	210億 219万円
令和4年度	7億 1,400万円	6億 6,155万円	5,042万円	210億 1,693万円
令和5年度	6億 9,200万円	6億 9,761万円	3,606万円	210億 3,499万円
令和6年度	6億 6,400万円	6億 4,831万円	△4,930万円	210億 1,353万円
令和7年度	6億 3,700万円	5億 4,949万円	△9,882万円	209億 5,453万円
令和8年度	6億 7,100万円			

○令和8年度のサマージャンボ宝くじ発売計画の工夫

- 1 従来のジャンボ・ミニの「2併売」から、新たな証票単価（500円）の宝くじを加えた「3併売」に変更。（新たな証票単価（500円）の宝くじについては、現在詳細未定）
- 2 発売計画額を「900億円」から「980億円」に80億円増額
- 3 発売開始日を11日間前倒しの「6月30日」からとし、猛暑や線状降水帯等を避けるよう配慮

○令和8年度の事業計画及び収支予算の概要

1 主な事業	令和8年度	令和7年度	前年度比較
(1) 資金貸付事業（長期貸付）	32億円	30億円	2億円
(2) 市町村振興宝くじ交付金交付事業			
① 基金交付金（サマージャンボ宝くじ等）	2億 4,000万円	2億 8,000万円	△4,000万円
② 市町村交付金（ハロウィンジャンボ宝くじ等）	3億 9,212万円	3億 6,806万円	2,406万円
(3) 研修助成事業（市町村職員研修センター事業助成）	5,293万円	5,293万円	0円
(4) 市町村振興事業			
① 地域活動助成事業（一般コミュニティ、地域防災組織育成）	1億 4,000万円	1億 7,000万円	△3,000万円
② 市町村振興助成事業			
ア 信州首都圏総合活動拠点運営費支援事業	1,900万円	2,000万円	△100万円
イ しあわせ信州観光キャンペーン実施事業	720万円	900万円	△180万円
ウ 電子自治体推進事業	3,796万円	4,000万円	△204万円
③ 市町村関係団体支援事業			
ア 長野県市長会等7団体への助成	2,776万円	2,870万円	△94万円
イ 市町村関係団体が行う事業等への助成	1,124万円	897万円	227万円
（地域活性化センターに対する市町村の年会費ほか3件）			
2 収支予算	令和8年度	令和7年度	前年度比較
(1) 一般正味財産増減の部 当期増減額	0円	0円	0円
経常収益・経常費用（同額）	10億 2,551万円	10億 7,543万円	△4,992万円
一般正味財産 期首・期末残高（同額）	3億 2,004万円	3億 2,004万円	0円
(2) 指定正味財産増減の部 当期増減額	1億 5,183万円	△459万円	1億 5,643万円
受取サマージャンボ等交付金	6億 7,100万円	6億 3,700万円	3,400万円
一般正味財産への振替額	△5億 1,916万円	△6億 4,159万円	1億 2,242万円
指定正味財産 期首残高	206億 3,143万円	206億 9,024万円	△5,881万円
指定正味財産 期末残高	207億 8,327万円	206億 8,564万円	9,763万円
(3) 正味財産期末残高	211億 331万円	210億 568万円	9,763万円

令和 8 年 度

事業計画及び収支予算書

公益財団法人長野県市町村振興協会

事業計画

当協会は、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、県内市町村の振興・発展に資する事業を行ってまいります。

また、事業の実施にあたりましては、「事業等検討委員会」での協議や市町村の意見・要望を踏まえて、今後の協会運営に反映してまいります。

令和8年度の事業計画は次のとおりです。

I 公益目的事業

1 資金貸付事業

○ 定款第4条第1項第1号―市町村の災害時に緊急に必要な資金又は災害の防止や住民のために必要な施設の整備等に要する資金を低利又は無利子で貸し付ける事業

(1) 長期貸付は、地方債の発行にあたり県への届出若しくは同意又は許可（予定を含む。）を得た縁故債の中から対象事業、対象市町村を決定します。

なお、貸付方針により、協会資金の可能な範囲を超えた場合は、全国協会から資金を借入れ、できる限り市町村の借入希望額に応じることとします。

【予算額】 3,200,000千円

(2) 短期貸付は、災害時にのみ貸付します。

(3) 貸付条件等は次のとおりです。

種類	条 件	内 容							
長期貸付	対 象 事 業	災害関連事業、一般単独事業及び教育・福祉施設等整備事業							
	貸 付 利 率	財政融資資金の貸付固定金利を基準とし、 ・ 当該金利が3.3%以上の場合は、年3% ・ 当該金利が3.3%未満の場合は、貸付期間に応じて理事長が定める率							
		財政融資資金の貸付固定金利	当協会貸付利率						
		年3.3%以上の場合 ⇒	年3%						
		年0.7%以上3.3%未満の場合 ⇒	左記貸付固定金利のマイナス0.3%						
		年0.3%以上0.7%未満の場合 ⇒	年0.3%						
年0.3%未満の場合 ⇒		当該金利と同率 ただし、貸付利率の下限あり。 <table><tr><td>貸付期間</td><td>貸付利率下限</td></tr><tr><td>10年以下</td><td>年0.10%</td></tr><tr><td>15年</td><td>年0.14%</td></tr><tr><td>20年</td><td>年0.18%</td></tr></table>	貸付期間	貸付利率下限	10年以下	年0.10%	15年	年0.14%	20年
貸付期間	貸付利率下限								
10年以下	年0.10%								
15年	年0.14%								
20年	年0.18%								
償 還 方 法	半年賦元金均等償還								
貸 付 期 間	20年（うち据置期間4年）、15年（うち据置期間3年） 10年（うち据置期間2年）、 5年（うち据置期間1年）								
貸 付 日	令和8年5月25日（償還日に合わせ9月24日、3月24日貸付可能）								

種類	条 件	内 容
短期貸付	対 象 事 業	災害関連事業
	貸 付 利 率	財政融資資金の貸付固定金利の満期一括償還5年以内の金利を基準とし、長期貸付の貸付利率の適用に同じ。 ただし、災害救助法の適用を受けた場合は、無利子
	償 還 方 法	同一会計年度内に一括償還
	貸 付 日	随時

2 市町村振興宝くじ交付金の交付事業

○ 定款第4条第1項第2号―市町村振興宝くじ交付金を市町村に交付する事業

長野県から交付される下記宝くじの収益金を、地方財政法第32条の事業を行う市町村に対して交付します。交付額は、均等に配分する均等割25%と、市町村の人口数に応じて配分する人口割75%の合計額を交付します。

(単位：千円)

交付金の種類(財源)	交 付 内 容	予算額
基金交付金 (サマージャンボ宝くじ等)	前年度(令和7年度)の宝くじ収益金のうち100分の60に相当する額を上限とし理事長が定める額を交付	240,000
市町村交付金 (ハロウィンジャンボ宝くじ等)	当年度(令和8年度)の宝くじ収益金(定期預金利息を含む)を全額交付	392,128

3 研修助成事業

○ 定款第4条第1項第3号―市町村の振興に資する事業を助成する事業 (市町村振興事業実施要綱第3条第1号)

市町村職員の資質向上と能力開発を目的とした長野県市町村職員研修センターの事業に対し助成を行います。

【予算額】 52,933千円

(単位：千円)

内 容	予算額内訳
研修事業の運営費	49,913
海外派遣研修事業費	2,060
全国市町村国際文化研修所への研修参加事業費	960
合 計	52,933

4 市町村振興事業

○ 定款第4条第1項第3号－市町村の振興に資する事業を助成する事業

(1) 地域活動助成事業 (市町村振興事業実施要綱第3条第2号)

市町村の振興を図るため、自主的な住民のコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成や自治意識の向上など、市町村振興・発展に寄与することを目的に、市町村が行う一般コミュニティ助成事業及び地域防災組織育成助成事業に対し助成を行います。

【予算額】 140,000千円

助成事業の種類	助成内容
一般コミュニティ助成事業	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業
地域防災組織育成助成事業	ア 自主防災組織育成事業 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に関する事業 イ 消防団育成助成事業 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等の整備に関する事業 ウ 女性防火クラブ育成助成事業 女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業 エ 幼年消防クラブ育成助成事業 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要な資器材等の整備に関する事業 オ 女性消防隊育成助成事業 女性消防隊が行う初期消火活動、予防活動及び応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業 カ 少年消防クラブ育成助成事業 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業

(2) 市町村振興助成事業 (市町村振興事業実施要綱第3条第3号)

市町村又は市町村が参画する団体等が行う事業のうち、市町村が共同して事業を行うことが効果的な事業の実施に対し助成を行います。

(単位：千円)

事業等【団体名】	予算額
信州首都圏総合活動拠点運営費支援事業 (令和6年度～令和10年度)【長野県】	19,000
しあわせ信州観光キャンペーン実施事業 【信州キャンペーン実行委員会】	7,200
電子自治体推進事業 【長野県市町村自治振興組合】	37,961
合 計	64,161

(3) 市町村関係団体支援事業 (市町村振興事業実施要綱第3条第3号)

ア 市町村関係団体の運営に対する助成

市町村の関係団体等が行う市町村振興や地方自治の振興に係る活動等、その組織の運営に要する費用の一部に対し助成を行います。

(単位：千円)

団体名	予算額
長野県市長会	4,750
長野県町村会	5,700
長野県市議会議長会	2,375
長野県町村議会議長会	2,850
長野県都市監査委員会	950
長野県町村監査委員協議会	1,140
長野県市町村自治振興組合	10,000
合 計	27,765

イ 市町村関係団体が行う事業等への助成

市町村の関係団体等が行う市町村振興に係る活動等、その組織が実施する事業に対し助成を行います。

(単位：千円)

事業等	【団体名】	予算額
「信州自治」発行支援事業	【信州自治研究会】	725
(一財)地域活性化センターに対する市町村の年会費	【長野県市長会・長野県町村会】	6,720
いのちの電話相談事業	【社会福祉法人長野いのちの電話】	600
第42回地域づくり団体全国研修交流会長野大会	【同実行委員会】	3,200
合	計	11,245

5 調査研究・情報提供事業

○ 定款第4条第1項第4号―市町村の振興に資する情報の収集、調査研究及び市町村等への提供を行う事業

(1) 調査研究事業

市町村関係の事務事業に対する調査研究のための費用等を負担します。

(単位：千円)

内	容	予算額
市長会・町村会合同会議等		60
合	計	60

(2) 情報提供事業

行財政資料を発行し市町村等に提供します。

(単位：千円)

内	容	予算額
長野県市町村ハンドブック		850
合	計	850

※「長野県市町村ハンドブック」は冊子で発行するほか、電子版でホームページに掲載

※「長野県市町村財政のすがた」、「地域づくりハンドブック」、「地方債の実務ガイド」は電子版でホームページに掲載します。

Ⅱ その他

1 広報宣伝

市町村振興宝くじの販売促進を図るため、次のとおり広報宣伝活動及び売上向上に向け市町村の協力を得て販売促進活動を行います。

内 容	サマージャンボ宝くじ	ハロウィンジャンボ宝くじ	クイックワン 8月・9月発売回号	
発 売 額	980億円	510億円	56億円	
発売期間	R8.6.30～7.31（32日間）	R8.9.16～10.16（31日間）	8 月	9 月
広報宣伝	・ポスターの配布 ・信州自治（6・7月号） ・ポケットティッシュの配布 ・SNSへの投稿 ・マンホール蓋広告 ・デジタルサイネージによるPR ・市町村独自広報、売場周知（広報誌、デジタルサイネージ、HP、有線放送等）の協力依頼	・ポスターの配布 ・信州自治（8・9月号） ・ポケットティッシュの配布 ・SNSへの投稿 ・マンホール蓋広告 ・デジタルサイネージによるPR ・市町村独自広報、売場周知（広報誌、デジタルサイネージ、HP、有線放送等）の協力依頼	・信州自治（6・7月号） ・SNSへの投稿	
予 算 額	1,210千円	30千円	20千円	

2 ホームページの活用

HPにより事業概要をPRするとともに、財務状況の開示を行います。

収 支 予 算 書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	2	1	1
基本財産受取利息	2	1	1
特定資産運用益	24,974	11,510	13,464
基金積立資産受取利息	24,846	11,450	13,396
ハウジング・バンク等交付金受取利息	128	60	68
貸付事業収益	88,265	52,062	36,203
貸付金受取利息	88,265	52,062	36,203
受取補助金等	912,112	1,011,750	△ 99,638
受取サマージ・バンク等交付金振替額	307,100	343,700	△ 36,600
受取サマージ・バンク等交付金振替額(取崩額)	212,061	297,899	△ 85,838
受取ハウジング・バンク等交付金	392,000	368,000	24,000
受取全国協会等助成金	950	2,150	△ 1,200
受取全国協会災害支援金	1	1	0
雑収益	162	112	50
受取利息	160	110	50
雑収益	2	2	0
経常収益計	1,025,515	1,075,435	△ 49,920
(2) 経常費用			
事業費	943,866	995,687	△ 51,821
人件費負担金	12,572	13,274	△ 702
会議費	60	60	0
通信運搬費	230	230	0
印刷製本費	850	850	0
賃借料	30	30	0
委託費	200	200	0
支払手数料	200	200	0
雑費	20	20	0
支払助成金(研修助成事業)	52,933	52,933	0
支払助成金(地域活動助成事業)	140,000	170,000	△ 30,000
支払助成金(市町村振興助成事業)	64,161	70,188	△ 6,027
支払助成金(市町村関係団体支援事業)	39,010	37,670	1,340
支払基金交付金(サマージ・バンク等)	240,000	280,000	△ 40,000
支払市町村交付金(ハウジング・バンク等)	392,128	368,060	24,068
支払利息	1,471	1,971	△ 500
災害支援金	1	1	0
管理費	81,649	79,748	1,901
人件費負担金	8,381	8,848	△ 467
会議費	200	200	0
旅費交通費	450	470	△ 20

科 目	当年度	前年度	増減
通信運搬費	110	110	0
消耗什器備品費	150	0	150
消耗品費	150	150	0
印刷製本費	50	50	0
賃借料	207	207	0
委託費	205	245	△ 40
支払報酬	440	440	0
租税公課	110	110	0
支払手数料	70	70	0
交際費	30	30	0
共通経費負担金	2,686	2,728	△ 42
支払納付金	67,100	63,700	3,400
広報宣伝費	1,260	2,340	△ 1,080
雑費	50	50	0
経常費用計	1,025,515	1,075,435	△ 49,920
当期経常増減額	0	0	0
2 経常外増減の部			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	320,042	320,042	0
一般正味財産期末残高	320,042	320,042	0
II 指定正味財産増減の部			0
受取サマージャンボ等交付金	671,000	637,000	34,000
一般正味財産への振替額	△ 519,161	△ 641,599	122,438
内 基金交付金・納付金分	△ 307,100	△ 343,700	36,600
事業充当のため取崩	△ 212,061	△ 297,899	85,838
当期指定正味財産増減額	151,839	△ 4,599	156,438
指定正味財産期首残高	20,631,434	20,690,243	△ 58,809
指定正味財産期末残高	20,783,273	20,685,644	97,629
III 正味財産期末残高	21,103,315	21,005,686	97,629

(注)

○ 弾力条項

次の表の経常収益の欄に掲げる科目に係る金額が、予算額に比して増加するときは、その増加した金額の範囲内において、経常費用の欄に掲げる科目について支出を行うことができる。

一般正味財産増減の部

経常収益	経常費用
ハロウィンジャンボ等交付金受取利息	支払市町村交付金
受取ハロウィンジャンボ等交付金	
貸付金受取利息	支払利息
受取サマージャンボ等交付金振替額	支払納付金

指定正味財産増減の部

収 益	費 用
受取サマージャンボ等交付金	一般正味財産への振替額

収支予算書内訳表

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計 市町村振興支援事業	法人会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	2	0		2
基本財産受取利息	2			2
特定資産運用益	24,974	0		24,974
基金積立資産受取利息	24,846			24,846
ハウジング・バンク等交付金受取利息	128			128
貸付事業収益	74,487	13,778		88,265
貸付金受取利息	74,487	13,778		88,265
受取補助金等	844,262	67,850		912,112
受取サマージ・バンク等交付金振替額	240,000	67,100		307,100
受取サマージ・バンク等交付金振替額(取崩額)	212,061			212,061
受取ハウジング・バンク等交付金	392,000			392,000
受取全国協会等助成金	200	750		950
受取全国協会災害支援金	1			1
雑収益	141	21		162
受取利息	140	20		160
雑収益	1	1		2
経常収益計	943,866	81,649		1,025,515
(2) 経常費用				
事業費	943,866	0		943,866
人件費負担金	12,572			12,572
会議費	60			60
通信運搬費	230			230
印刷製本費	850			850
賃借料	30			30
委託費	200			200
支払手数料	200			200
雑費	20			20
支払助成金(研修助成事業)	52,933			52,933
支払助成金(地域活動助成事業)	140,000			140,000
支払助成金(市町村振興助成事業)	64,161			64,161
支払助成金(市町村関係団体支援事業)	39,010			39,010
支払基金交付金(サマージ・バンク等)	240,000			240,000
支払市町村交付金(ハウジング・バンク等)	392,128			392,128
支払利息	1,471			1,471
災害支援金	1			1
管理費	0	81,649		81,649
人件費負担金		8,381		8,381
会議費		200		200
旅費交通費		450		450
通信運搬費		110		110
消耗什器備品費		150		150
消耗品費		150		150
印刷製本費		50		50
賃借料		207		207
委託費		205		205
支払報酬		440		440
租税公課		110		110
支払手数料		70		70
交際費		30		30
共通経費負担金		2,686		2,686
支払納付金		67,100		67,100
広報宣伝費		1,260		1,260
雑費		50		50
経常費用計	943,866	81,649		1,025,515
当期経常増減額	0	0		0
2 経常外増減の部				
当期経常外増減額	0	0		0
当期一般正味財産増減額	0	0		0
一般正味財産期首残高	320,042			320,042
一般正味財産期末残高	320,042			320,042
II 指定正味財産増減の部				
受取サマージ・バンク等交付金	603,900	67,100		671,000
一般正味財産への振替額	△ 452,061	△ 67,100		△ 519,161
内 基金交付金・納付金分	△ 240,000	△ 67,100		△ 307,100
事業費充当のため取崩	△ 212,061	0		△ 212,061
当期指定正味財産増減額	151,839	0		151,839
指定正味財産期首残高	20,631,434	0		20,631,434
指定正味財産期末残高	20,783,273	0		20,783,273
III 正味財産期末残高	21,103,315			21,103,315

資金調達及び設備投資等の見込み

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

1 資金調達の見込み

当年度における借入予定 なし

2 設備投資の見込み

設備投資の予定 なし

3 その他(特定資産等の収支見込み)

(単位：千円)

科 目	公益目的事業会計	備 考
収入の部		
貸付事業収入	2,755,911	
短期貸付金償還収入	1	
長期貸付金償還収入	2,755,910	
借入金収入	0	
長期借入金収入	0	全国協会
特定資産取崩収入	3,200,001	指定正味財産
基金積立資産取崩収入	3,200,001	短期・長期貸付に充てる
収入計(A)	5,955,912	
支出の部		
貸付金支出	3,200,001	
短期貸付金支出	1	
長期貸付金支出	3,200,000	
借入金返済金支出	232,250	全国協会22.78億円の借入金
長期借入金返済支出	232,250	に係る返済
特定資産支出	2,523,661	指定正味財産
基金積立資産支出	2,523,661	償還金の内協会資金の積立
支出計(B)	5,955,912	
(A) - (B)	0	